

〈 論 説 〉

体罰に関する裁判例の傾向

宮原 均

はじめに

学校教育法11条は「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。…」と規定している。これを受けて、学校教育法施行規則（施行規則）13条が懲戒について具体的な定めをしている。同条1項は、校長及び教員が懲戒を加える際には「児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮」を行うことを求め、同条2項においては、懲戒の種類として「退学、停学及び訓告」が挙げられている。なお、実務上は、教員らによる授業中の叱責等がなされるが、これには法効果を伴わない。そこで、前者を「法律上の懲戒」、後者を「事実行為としての懲戒」と呼ぶのが一般である⁽¹⁾。

事実行為としての懲戒については、その種類や要件も法定されておらず、教育活動の一環として、個々の教員らの広範な裁量に委ねられている⁽²⁾。もっとも、学校教育法11条は「ただし、体罰を加えることはできない。」として、「体罰」を用いることを明文で禁止している。それにもかかわらず「体罰」は後を絶たず、体罰が引き金になって児童・生徒が自殺に追い込まれたとみられるような痛ましい事件も存在し（教師による暴行行為が生徒を直接、死に到らしめた異常な事件も存在する（水戸地裁士浦支部昭和61年3月18日判夕589号142頁）、加害者教員の刑事・民事の責任、使用者としての学校や公共団体の賠償責任が追及される裁判例が多数存在する。

この場合、明文の禁止にもかかわらず、「体罰」を用いた教員らを批判する

のは容易であるが、「体罰」を用いざるをえなかった理由や背景を考察することも重要である。生徒等は、精神的に不安定な時期にあり、性格も家庭環境も学習意欲も能力等も様々であり、彼らを少数の教員らで管理・監督し、教育していくことには多くの困難が存在する。とりわけ、指導に従わず、反抗的な生徒への指導は難しく、彼らによる教員への暴言・暴力、他生徒等へのいじめなどにより、学級崩壊をもたらす場合もある。これに苦慮し、対応するための手段として「体罰」が用いられた場合に、法の明文である「体罰」の禁止を形式的にあてはめて事件を解決するだけでよいのか問題である。もっとも、そうした事態への対処方法として「体罰」がはたして有効なのか、かえって問題を悪化させるだけではないかとの根本的な問題もある。

そこで、本稿においては、体罰が問題になった裁判例を整理し、「体罰」について裁判所がいかなる考察を行っているのか、その傾向を示そうとするものである。そのために、まず、明治時代から一貫して体罰禁止を明文で定めてきた法令、及び体罰の具体的内容を明らかとしてきた行政解釈を確認する。次に、行政解釈が「一定の有形力」の行使は体罰に該当しないとしてこれを許容する方向を示し、最高裁判所もこれに沿う判断を示し、このことは「有形力の行使」に関して、禁止されるものと許容されるものをいかにして区別するか、という議論を呼んでいる点を指摘する。その上で、有形力行使の背景、その程度・結果、それに対する責任という視点から、体罰がなされる原因とその防止という観点から、裁判例の整理を行っていく。

法令・行政解釈の考え方

戦前の法令

まず、明治12年の教育令（明治12年太政官布告第40号）46条は「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰（殴チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フルヘカラス」と規定していた⁽³⁾。

この体罰禁止の規定は、いったんは削除されたが、第二次小学校令（明治23年勅令第215号）63条において「小学校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」として復活した。その後、明治33年の第三次小学校令（明治33年勅令第344

号）47条は「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒を加フルコトヲ得但体罰ヲ加フルコトヲ得ス」とし、現行学教法11条とほぼ同様の規定が置かれた。昭和に入っても、国民学校令（昭和16年勅令第148号）20条は「国民学校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」とされた。

戦後の行政解釈

このように第2次大戦前において、少なくとも法令の文言上は「体罰」は一律に禁止され、ほとんど変わることなく現行の学校教育法に引き継がれてきたが、戦後は、禁止される「体罰」の内容を具体化する行政解釈が示されていた。昭和23年12月22日「児童懲戒権の限界について」（法務庁法務調査意見長官回答）においては、禁止される体罰には、殴る、蹴るのほか、端坐や直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させ「肉体的苦痛」を与えることも含まれるとした（その他、「肉体的苦痛」という観点から、放課後に教室に残留させることは許されるが、用便や食事に配慮しなければならないとしている）。

更に、昭和24年8月2日「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得（通達）」（法務庁）においては、教室での残留に際しての用便・食事への配慮に加えて、遅刻した生徒の教室からの締出し、授業中騒いだ生徒の退室、盗みの場合等における自白の強制、掃除当番等の回数を増やすこと等とは異なる、不当な差別や酷使、軍事教練の色彩を帯びる合同登校等をそれぞれ禁止することが、主として児童・生徒の人権尊重という観点からわかりやすく解説されている。

平成19・25年文科省通知

ところが、平成19年には「体罰」に関するこれまでの行政の考え方に変化が現れている。「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（以下「平成19年文科省通知」という。）によれば、従来どおり「体罰は、いかなる場合においても行ってはならない」としながらも、何が「体罰」にあたるかは、生徒等の「年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判

断する」としている。また、生徒等の暴力行為に対処するための有形力の行使は、正当防衛や緊急避難となりうるとし、この場合には「体罰」にはあたらないとしている。

更に文科省は、平成25年3月13日の通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」において、「体罰」にあたるかどうかを判断するための考慮要素について、平成19年文科省通知とほぼ同様のものを示し、これら諸条件の総合考慮に基づく個々の判断がなされるべきとした上で、「単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである」としている⁽⁴⁾。

平成19年・25年文科省通知については、まず、学級崩壊等の教育現場の荒廃が背景にあり、これに対処するため、現場の教員が毅然とした態度で教育・校内秩序の維持にあたることができるよう、一定の「有形力」の行使も可能であることが示唆されている。もっとも、学教法11条の「体罰を加えることはできない。」の文言は依然として残っているので、同じ有形力の行使であっても「体罰」にあたるものとあたらないものとを区別し、前者に対する絶対的禁止を維持しつつ、一定の有形力の行使であっても、諸条件の総合考慮・個々の判断により「体罰」にあたらないならば、これが許されうるとしている。

この通知は、教員による有形力行使に道を開くものであり、他方、何が禁止される「体罰」にあたるかについては、判断の方向性・考慮要素を示すにとどめたといつてよいと思われる。また、正当防衛や緊急避難に際して一定の有形力の行使が許されるのは当然であるが、この点を改めて確認しなければならないほどに教育現場が荒廃していることを窺わせるものである。

以上のように、法令の文言は「体罰」を明文で禁止し、その内容は行政解釈により具体化され、「体罰」にあたらない一定の「有形力」の存在は認められるにしても「殴る・蹴る・長時間の端坐」等は、「体罰」の典型として、平成25年文科省通知においても認められる余地はないと思われる。しかしながら、こうした一貫した行政解釈の考え方を完全に無視するような事態も実際には生

じている。そこで以下において、「体罰」が問題となった裁判例を整理していくが（体罰に関する学説の状況については、拙稿「公立学校における体罰」東洋法学61巻3号1頁（2018年）参照）、本稿は主として損害賠償が問題になった事件を中心に、刑事事件はこの問題を考えるに必要な限りで言及し、また、「体罰」と生徒等の「自殺」に関し、その因果関係が大きな論点となることがあるが、これについても基本的には別項に譲られることをあらかじめお断りしておく。

有形力の行使と傷害の有無

教員により有形力が行使されているが、「体罰」にはあたらないとされた事例として、相手方生徒等に傷害を及ぼしていない場合が重要である。一定の有形力が許容されるためには、やはりその程度が重要であり、懲戒が暴行にあたる場合にも、傷害をもたらすに至っていないかどうかが問題となる。この点についてリーディングケースとされている東京高判昭和56年4月1日判時1007号133頁をまず紹介しよう⁽⁵⁾。

東京高裁昭和56年4月1日判時1007号133頁

事実の概要

被告人Aは、B中学校の保健体育及び国語の教諭であるが、体育館内において全校生徒を対象とする体力診断テストにおいて立位体前屈テストを担当し、生徒等に集合を呼びかけたが、その際に生徒Cが「何だ、Aと一緒にか。」といいながら、ずっこけの動作をしたので、これをたしなめた。その際に、Cの前額部付近を平手で1回押すようにたたき、右手の拳を軽く握り、手の甲を上にして自分の肩あたりまで水平に上げ、そのまま振り下ろしてCの頭部をこつこつと数回たたいた。その間、Cは不満げではあったが、別段反抗したり、反発することもなく、おとなしく叱られる態度であった。

原判決はこの行為が暴行罪にあたるとして被告人を有罪としたが、東京高裁は破棄・自判し、被告人を無罪とした。この判決は、教師による有形力の行使

の範囲と限界について丁寧にその法的根拠を示し、最高裁判決を含めその後の裁判例の多くに影響を与えているが、その構造は、まず、教師による生徒への有形力の行使であっても暴行罪を形成しうるが、刑法35条の「正当な行為」に該当するならば違法性が阻却される。学校教育法11条により教師には懲戒権が存在し、その行使は本来正当な行為であるが、問題は、被告人がその教育上の裁量を逸脱していたかどうかである。

東京高裁は、被告人の行為は、懲戒権の行使として唯一・最善の方法であったかは別として、裁量の範囲内にあり「正当な行為」であったと判断した。以下、やや詳しく紹介しよう。

判 旨

暴行罪と正当な懲戒行為

本件においてAが行った「程度の行為であっても、人の身体に対する有形力の行使であることに変わりはなく、仮にそれが見ず知らずの他人に対してなされた場合には、その行為は、他に特段の事情が存在しない限り、有形力の不法な行為として暴行罪が成立する」。しかしながら、その行為が学校教育法によって認められている事実行為としての懲戒権の行使にあたるならば、刑法35条により正当行為として違法性が阻却され暴行罪は成立しない。学校教育法11条の「懲戒」には、「教育目的を達成するための教育作用として一定の範囲内において法的効果を伴わない事実行為としての教育的措置を講ずること」も含まれ、その法的性質は「教師の生徒の生活指導の手段の一つとして認められた教育的権能と解すべきもの」である。もっとも、原則的な懲戒の方法としては口頭による説諭等が最も適当である。有形力の行使は「生徒の人間としての尊厳を損い、精神的屈辱感を与え、ないしはいたずらに反抗心だけを募らせ、自省作用による自発的人間形成の機会を奪うことになる虞もある」。

有形力行使による懲戒の意義

しかしながら、有形力の行使の有用性も指摘しうる。「生徒の好ましからざる行状についてたしなめ…る時に、単なる身体的接触よりもやや強度の外的刺激（有形力の行使）を生徒の身体に与えることが、注意事項のゆるがせにでき

ない重大さを生徒に強く意識させるとともに、教師の生活指導における毅然たる姿勢…を相手方に感得させることになって…効果があることも明らかである…単なる口頭の説教…によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められるときは…一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい」。

相当と認められる懲戒権の行使

教師による有形力の行使が、懲戒権の行使として相当と認められるかを判断するためには「教育基本法、学校教育法その他の関係諸法令にうかがわれる基本的な教育原理と教育指針を念頭に置き、更に生徒の年齢、性別、性格、成長過程、身体的状況、非行等の内容、懲戒の趣旨、有形力行使の態様・程度、教育的効果、身体的侵害の大小・結果等を総合して、社会通念に則り、結局は各事例ごとに相当性の有無を具体的・個別的に判定する」。

Aの行為と裁量の逸脱

Aの行為は「教育的活動としての節度を失わず、また、行為の程度もいわば身体的説諭・訓戒・叱責として、口頭によるそれと同視してよい程度の軽微な身体的侵害に止まっている… [C] の身体に不当・不必要な害悪を加え、又は同人に肉体的苦痛を与え、体罰といえる程度にまで達していたとはいえない。Aの行為が教育的指導として「唯一・最善の方法・形態のものであったか、他にもっと適切な対処の仕方はなかったか必ずしも疑問の余地がないではない」が、「どのような方法・形態の懲戒のやり方を選ぶかは、平素から生徒に接してその性格、行状、長所・短所等を知り、その成長ぶりを観察している教師が生徒の当該行為に対する処置として適切だと判断して決定するところに任せるのが相当であり…その選択した懲戒の方法・形態が生活指導のやり方として唯一・最善のものであったとはいえない場合であったとしても…当否なしその是非の問題」であり裁判所はこれを覆さない。

本件は、CがAの行為から8日後に脳内出血により死亡したため、Aの行為とCの死亡との間の因果関係が問題となっていたこともあり（結局、この因

果関係は否定された)、丁寧な事実認定及び法的判断が示されている。ポイントとなるのは、法律の明文により「体罰」は禁止されているが、一定の有形力の行使は教育上の裁量の範囲内であれば、正当な懲戒権の行使とされること、裁量の範囲内であるかどうかは、諸事情の総合考慮に基づくとした点である。そして、本件において、生徒が、教員を呼び捨てにしたことに対してこれをたしなめ、その際に拳を上にして頭部をコツコツと数回たたいた行為は、指導の感銘力を高める意味からも許容できるとされた⁽⁶⁾。この事件は、刑事事件であるが、民事・不法行為責任が問題になった事件においても「体罰」を考える上で参考になると思われる⁽⁷⁾。次に、やはり生徒に傷害を与えない程度で、出席簿により頭部をたたいた行為が、懲戒権の範囲とされた事件があるので紹介しよう。

出席簿による殴打

浦和地裁昭和60年2月22日判時1160号135頁

事実の概要

A 中学校では、午前 8:30～8:40まで朝自習が行われ（この間、職員の打合せ集会が行われていた）、生徒には時間内で回答できる程度の復習問題が出題されていた。A では「チャイムとともに着席しよう」をスローガンとして掲げ、教諭 B は、朝自習の答案用紙を教師が回収するまで生徒は席を立つ必要はないと考えていた。原告 C は普段から落ち着きがなく、授業態度に問題があり、授業開始後にもなかなか着席しなかったが、当日の朝自習においても、B の姿を見てもなかなか着席しなかったため、B は、強く注意を促すために、縦 35.5cm、横 20cm、重さ 282g のボール紙製の出席簿で C の頭を 1 回たたいた。これにより、C が、気持ちが悪くなったり、体調を崩すことはなかったが「そんなにぶつなよ。俺だけではない。」との趣旨のことをいったので、自認した 5 人の生徒も同様に出席簿でたたいた。そこで原告が、A の設置者 D 市を被告として損害賠償を請求した。請求棄却。

判 旨

「本件…の経緯や原告…の反則の程度、同原告の年齢、健康状態等を総合して判断するときは… [B] の右行為は口頭による注意に匹敵する行為であって、教師の懲戒権の許容限度内の適法行為である」。

この判決では、出席簿という道具を用いての殴打であり、その程度は前記東京高判昭和56年より強度なものと思われるが、特に傷害を与えることなく、また気分や体調を悪化させることもなかった点をとらえ「口頭による注意に匹敵する行為」として、懲戒権の範囲内とした。しかしながら、本件のような出席簿による殴打が、一般的に、「口頭による注意に匹敵する行為」として懲戒権の範囲内であるとするには疑問がある。あくまで本件の「経緯・反則の程度・年齢・健康状態等」を総合して判断された結果であることが重要である。すなわち、Aにおいては、乱れた服装・教師への反抗的態度が目立つ「つっぱりグループ」が形成されており、Cはその副番長に選出され、上記のような「着席」のスローガンへの違反が繰り返されていたという事情がある。通常の、口頭による指導では目的が達成されない場合に、傷害に至らないような有形力の行使が「口頭による注意に匹敵する行為」の範囲で許されると判断したと思われる。

しかし、口頭による指導に従わない生徒を教務手帳で数回たたいたという同様の事件でも、その鼓膜を破裂させた場合に違法と判断された事件があるので紹介しよう。

教務手帳による殴打により傷害をもたらした事例

大阪地裁平成5年9月3日判時1494号130頁

事実の概要

原告Aは、被告B市が設置・管理するC高校に在籍し、実習助手DはAの製図実習を担当していた。Dは製図の指導にあたり、生徒等に対して、製図の完成・未完成にかかわらずいったん提出させ、完成までわずかの生徒はDから許可を受けて休憩時間に完成を目指すことになっていた。しかしAは、こ

の許可を得ずに製図を完成させようとしたので、DはAに対して、短時間で完成できないので、勝手に持ち出し作業をしないように何度も注意したが、Aは口答えしながら作業を続けた。

そこでDは、教務手帳（厚紙製表紙の縦27cm×横13cm程度）でAを数度叩き、その左鼓膜を破裂させたため、AはB等を被告として損害賠償を請求した。大阪地裁はBに対して賠償を命じた。

判 旨

「[D]の行為は、教育目的に出たものではあるが、それによって原告の左耳の鼓膜破裂の傷害を負わせてしまったものである。被告…は、いきなり右行為に出たものではなく、口頭での再三の注意をしたにもかかわらず、原告が指導に従わないので、やむなく行為に出たという事情もあるが、原告に対し、加療2週間を要する傷害を与えたことは、たとえこれに対する原告の反撃行為を考慮したとしても、違法であると言わざるを得ない」。

この事件は、生徒が教員に暴力を振るうという異常な事態を生じた事件であるが⁽⁸⁾、この暴力は、先行する教員の傷害行為に誘発されたものであり、教員側の正当防衛は成立しないこと、口頭による再三の指導に従わないという事情があるにせよ、鼓膜を破裂させるような有形力の行使を、懲戒の範囲内であると認めることはできないとしたと思われる。

ところで懲戒には、教師が直接に有形力を行使するだけでなく、一定の作為・不作為を生徒等に強いる場合がある。教諭が生徒に宿題のノートを自宅に取りに行かせたことが問題になった事件がある。

忘れ物を取りに帰す指導

長崎地裁昭和59年4月25日判時1147号132頁

事実の概要

AはB中学校2年に在籍していたが、国語のノートを忘れたところ、担当の教諭Cからこれを自宅に戻ってとってくるように命じられた。Cは、Aが

ノートを忘れただけでなく、そこに記述されるべき課題に手をつけていないのではないかと思い、それを確かめ指導するため、Aに対して、通常は忘れ物を取りに行かせることのない往復1時間半かかる自宅まで、ノートを取りに行くように強い声で命じたのであった。Aは顔を真っ赤にして「もう来ん。」といながらドアをボタンと閉めて教室を出ていき、そのまま自宅で縊死した。なお、国語のノートには「しぬ」と書かれ、課題は全くなされていなかった。Aの母が原告となり、Bの設置者であるD町を被告として損害賠償を請求したが、請求は棄却された。

判 旨

「教育とは、単に学校で授業受けさせるだけのことを言うのではなく、基本的な生活態度、生活習慣、学習態度を身につけさせることが人間形成のため大事であり、忘れ物を取りに帰らせることも生活指導措置として、教育の一端として首肯できる」。

この事件は、Aの自殺という痛ましい結果を踏まえてのものであるが、長崎地裁は、Cの行為と自殺との間の相当因果関係を否定するとともに、Cの行為そのものも、懲戒の範囲を逸脱した違法なものとは判断しなかった（もっともCの行為が懲戒にあたるのか、それとも教育指導の一環であるのか問題となろう）。忘れ物を取りに帰らせられることは、本人にとって、負担であり若干の屈辱感を味わうものであるが、授業に必要な、ましてや本件では宿題を記述するノートを忘れた場合に、これを取りに帰すことは、科目の教育活動のみならず生活指導の一環としての意味をも有している。学校と自宅との往復に関する負担についても、Aが中学2年生であり、柔道部に所属していたことから無理な負担を強いていたとはいえないと判断したものと思われる。

事情聴取と体罰

ところで、生徒等に対して懲戒の前提として一定の事情聴取が行われることがあるが、その方法等によれば「体罰」にあたる可能性も出てくる。学校付近

の民家の窓を、パチンコ玉を投げて割ったとして事情聴取を行ったところ、その児童が自殺を図ったことが問題になった事例がある。

事情聴取にあたって用いられる言辞

東京地判昭和57年2月16日判時1051号114頁

事実の概要

A 小学校では、近隣の者から、小学校高学年の子どもにパチンコ玉で自宅の窓を割られ、注意しようとしたが逃げられてしまったとの連絡を受けた。そこで、B 教諭らは、他の児童等の目撃に基づいて、6年生の原告C及びDを教室の外の廊下呼び出し、事情を聞いたが、Cがガラス窓を割ったことを否定したのでいったんは教室に戻したが、Dが、Cがパチンコ玉を下手投げで投げ割ったと言ったので、再度、原告を廊下呼び出して事情聴取した。

Cはパチンコ玉をもっていたことは認めたが、ガラス窓を割ったことは否定したので、Bらは、「本当なら、ここでぶっとばされても仕方がないんだぞ」「どうして嘘をつくんだ」「はっきりしないと、今後このような事件が起こった場合お前のせいにされても仕方がないんだぞ」などと繰り返すうちに、原告は「下手投げで鳥小屋めがけてパチンコ玉を投げた」ことを認めた。その後、原告は教室前の廊下の窓から飛び降り、全治約8カ月の重傷を負ったため、Aの設置者D区に損害賠償を請求した。請求棄却。

判 旨

「本件事情聴取にあたっての… [B] 教諭らの言動のうちには、個別的にみれば教育者の言辞として必ずしも妥当でないと感じられるものもあることは否めないが、これを以て本件事情聴取が…違法な行為であるとまでは到底解することはできない」。

この事件では、教諭らによる事情聴取がきっかけとなって児童の飛び降り自殺未遂が行われたというショッキングなものであるが、裁判所は事情聴取の際に

用いられた言辞が必ずしも妥当ではないとしつつも、違法とまではいうことができないとした。この判断にあたり、東京地裁は、児童からの事情聴取にあたり教諭らは「児童の心身の発達に応じ、児童に苦痛を与えその人権を違法に侵害することの内容に配慮して、真相を究明すべき注意義務がある」とし、本件においてはこの注意義務への違反はないと判断した。

その理由として、Cが卒業まで1カ月を残さない6年生であったこと、学校関係者以外の者に財産的損害を被らせていたこと、Cは目撃者に声をかけられながらも逃げたという相当事情のよくない事案であったこと、被害者から苦情が届いていること、事件を早急に解決し、被害者とのトラブルを避けると同時に、Cに指導する必要があること、等が挙げられている。

これらは、いずれも事情聴取を行った動機として正当なものであるが、そこで用いられた方法が教育者の言辞として必ずしも妥当でないとするだけで、いかなる場合に、違法と判断されるのか、必ずしも明らかとされていない。しかしながら、教諭らの事情聴取は3時間目開始後25分ほどたった授業時間中に行われたとはいえ、15分程度で終わっていること、口頭によりなされ有形力は行使されていないこと（この点についてはわずかに原告の腹部に教諭の手が触れたようではあるが）等を考慮し「児童の心身の発達に応じ、児童に苦痛を与えその人権を違法に侵害」するものとはいえないと判断したと思われる（山岸秀「判例解説」教育法判例百選3版124頁（1992年）においては、生徒等の学校外行為に対する事情聴取を行う学校の権限及び黙秘権を含めた生徒等の手続的保障の範囲について言及されている）。

これに対して、事情聴取が違法とされた事件を紹介しよう。これらの事件の特徴は、事態・状況等の真相を生徒等の自白から得ようとするのみに教員の意識が囚われてしまい、生徒等の沈黙あるいは虚偽の供述に対し、教員らが逆上・激怒するなどして、過酷な尋問が行われている。

長時間の正座と殴打

静岡地裁昭和63年2月4日判時1266号90頁

事実の概要

A 中学校では、肺内の空気を吐き切ったところを見計らって胸を勢いよく突き、意識をもうろうとさせる「睡眠術遊び」がはやっていたので、こうした遊びをしないように指導がなされていた。

ところで原告 B は、学業は上位であったが、遅刻・忘れ物が多く、掃除をまじめにやらず、更には弱い者をいじめ、授業態度も悪く、他の生徒の学習等を妨げたりしていた。C は B と同じクラスであったが、脳腫瘍の手術を受け身体に軽度の障害がある上、転校してきたばかりでいじめの対象になっていた。B は C に対して「睡眠術遊び」をおこない、C は意識もうろうとなり壁に頭を打ちつけ転倒した。その場に居合わせた教員 D が B に尋ねたところ、何もしていないとの返事があったが、翌日 C に質したところ、C は B の睡眠術遊びの対象にされ、その他のいじめを受けていたことを訴えた。

そこで、D は、自分の授業のない 4 時限（午前 11:20～午後 0:05）に B を指導しようとして、B ともう一人の生徒を職員室に呼んだ。D は、B 等に対して上履きを履いたまま正座させ、B に「きのう嘘をついただろう」と尋ね、B がこれを否定するとその顔面を平手で殴打し、更に眼鏡を外させ平手で殴打したところ、B が「睡眠術遊び」を認めたものの「いじめ」について否定したので、その場で「睡眠術遊び」を実演させるなどしながら、結局 10 数回の殴打を行った。

D は、校内のいじめ等の雰囲気を一掃しようと考え、昨日の睡眠術遊びをそばで傍観していた生徒男女各 6 名を呼びだし、床の上に正座させ、この遊びの危険なことを説いた後に、一人ずつ立たせ男子は顔面を殴打し、女子は額面を小突いた。また、一人遅れてきた生徒に対しては、襟首を掴んで顔面を 4～5 回殴打し、その場にうずくまると足蹴にしたため、唇が切れて出血した（なお、B は 4 時限終了後も、D 以外の教員らにより、いじめや嘘をついたことを理由に殴打されている）。これらの殴打等により B は目に傷害を負い、A の設置・管理者である E 市を被告として損害賠償を請求した。静岡地裁は被告に賠償を命令した。

判 旨

「学校教育における校長・教員と生徒等との長期且つ密接な関係及び教育の持つ専門性…から、生徒等に対する懲戒は、教育の衝に当たる校長・教員の広い裁量に委ねられている…生徒等に対し事実行為としての懲戒を加える場合においても、教育上必要な配慮をすべきはもとよりであるが、そのうえで適宜な時期・場所及び方法を選択することが許される…しかしながら…体罰については…法律上は既に明治時代から禁止され」ている。

「体罰に該当するか否かは、有形力の行使による場合とそれ以外の方法による場合とを通じて、教員が行った行為の態様のほか、生徒等の年齢・健康状態、場所的及び時間的環境等諸般の事情を考慮し、制裁として肉体的苦痛を与えるものといえるか否かによって決すべきである。しかし、いやしくも体罰が加えられた以上は…違法な行為である」る。

「義務教育を保障するという観点から…教員が懲戒を加える場合…生徒から授業を受ける機会を実質的に奪うような決定をすることは許され[ない]…授業中喧騒等の行為により他の児童等の学習を妨げるものがある場合…妨害者たる児童等を一時教室外に退去させることができる…しかし、これは、いうまでもなく教室内の秩序を維持し、他の児童等の学習上の妨害を排除するためあって…懲戒の問題ではない」。

被告等の行為は「有形力行使の態様・回数及び程度においても、はたまた長時間正座を持続させた点においても、全体として被罰者たる原告に肉体的苦痛を与えたものといえることができ…第4時限の授業全部及び第5時限の一部につき、原告から授業を受ける機会を奪った…においても、懲戒権の行使として許されるべき法的限界を逸脱したものである」。

この事件ではBに対して、事情聴取がなされ、正座させた上で長時間にわたり自白を迫っていること。その間に殴打がなされ、自白により嘘をついていたこと、障害者へのいじめや危険な遊びを行っていたこと等が露見するや、これらに対しても殴打等がなされている⁽⁹⁾。静岡地裁は、事実行為としての懲戒

に広い教育上の裁量が認められつつも、体罰は明治時代から法律上禁止され、限界事例はあるものの「肉体的苦痛を加える制裁」として「殴る・蹴る等その身体に直接的有形力を行使」する方法及び「正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる」方法が体罰に当たり、その上で、Dらの行為は体罰にあたり違法であるとしている。

この事件では、事情聴取の際に殴打等の有形力の行使がなされ、これが違法であることについてはいうまでもないことであるが、更に、これが授業時間内に行われ、そのことが生徒から授業を受ける機会を奪っていることを問題視している。もっとも本件の事情聴取は、4時限の全部と5時限の一部というかなりの長時間に及んでおり、したがって静岡地裁の考え方も、必要な事情聴取を授業時間内に行うことは一切許されない、という趣旨ではないと思われる。また、DによるB等への暴行は、はなはだ問題があるのはいうまでもないが、こうした行為を行わせた背景として、いじめや睡眠術遊びといった、学校としては是が非でも撲滅しなければならない事態を目の当たりにしたこと、その行為が、普段の生活態度等を改めさせなければならないと考えていた生徒によってなされていたこと、これらが相乗効果となってDの逆上の行為を引き起こしたと思われる。

同様に、学外での非行行為等を指導するため、生徒等を満潮時に波が迫りくる砂浜に首まで埋めて自白を強要した事件がある。

砂埋めによる事情聴取

福岡地裁平成8年3月19日判時1605号97頁

事実の概要

原告Aは、B中学校に在籍し、被告C市はBを設置管理していた。Aは1年生の2学期ころから違反服を着て登校するようになり、遅刻も多かった。2年生の夏休み中にA等は脱色した髪に派手な服装で夜遊びしているとの報告がなされたので、8月26日に教諭Dが、こうした問題行動のおそれのあるAを含む10数名を自宅に招いてバーベキューパーティを開き、その場で生活態度

を改めるように指導した。

しかし、その中の数名の生徒が、同月31日に他の中学の生徒に対して暴行・恐喝・傷害を負わせ、警察に補導された。Aは、事件への直接の関与は認められなかったが、現場近くにいたために事情聴取された。Bの校長らは9月2日に加害生徒を伴って被害生徒等に謝罪に行った。ところが、その翌日には、A及びこの恐喝事件に関与していた生徒2名が、別の中学の生徒に対して恐喝事件を起こした。そこで、Bでは9月12日に学年会が開かれ、それぞれの担任教員等が家庭訪問して指導を行ったが、Aは不在であったため学校に呼び出された。

当日の午後7:30頃、Aは生徒Eと共にBにやってきたが、恐喝事件について問いただしても認めようとしなかったので、DはA等を真に反省させる強力な指導が必要であると考えた。そこで、車で20分ほど離れた海岸に行き、そこに50m離して、直径90cm、深さ60cmの二つの穴を掘って、AとEをそれぞれ座らせ首まで砂に埋め、動くことも首を回すこともできない状態にした。当時、小雨が断続的に降っており、10m先は何も見えない状態であった。Dが、15分後にもう一度問いただしたところ、Aは恐喝の事実を認めたので、穴から出して指導した（Eも恐喝の事実を認めたので穴から出されたが、その態度から反省が足りないと言われ、海の中に押し倒された。また、9月18日には、被害生徒に謝罪に行くにあたり、その意を表すために校長の指示により丸刈りとされたが、この点については違法と判断されなかった）。

そこで、Aは、これらの行為により人間の尊厳を傷つけられた等として損害賠償の請求を行った（なお、Aは違反服による登校を繰り返しており、着替えてくるまで校内に入れないとする再登校指導をうけ、これにより教育を受ける権利を侵害されたことも主張している）。福岡地裁は、砂埋めは違法であるとしてCに賠償を命じた。

判 旨

「いかに懲戒の目的が正当なものであり、その必要性が高かったとしても、

それが体罰としてなされた場合、その教育的効果の不測性は高く、仮に被懲戒者の行動が一時的に改善されたように見えても、それは表面的であることが多く、かえって内心の反発などを生じさせ、人格形成に悪影響を与えるおそれが高いことや、体罰は現場興奮的になされがちでありその制御が困難であることを考慮して、これを絶対的に禁止」している。

「本件砂埋めの背景には… [A] に対し指導を行う必要があったこと、本件砂埋めをする前に相当の口頭指導をしたにもかかわらず…事実を認めようとしなかったこと…砂に埋める際に…怪我をしないように注意を払い…埋めた後も穴の後方から… [A] に危険が及ばないように注意していた…が、肉体的苦痛を感じないような極めて軽微な態様のものではないし…屈辱感等の精神的苦痛は相当なものであった…教師としての懲戒権を行使するにつき許容される限界を著しく逸脱した違法なものである」。

この事件は、教師が生徒を砂埋めして訊問するという、教育現場でおこったとは思われないような事件であり、原告には70名近い弁護士がつき、社会的にも注目された事件である。福岡地裁は、「事実行為としての懲戒は…諸般の事情に照らし、被懲戒者が肉体的苦痛をほとんど感じないような極めて軽微なものにとどまる場合を除き」、体罰の絶対禁止を説き、その根拠として体罰の教育上の効果への疑問を掲げる。その上で、本件における事情、すなわち、Aによる、他校生徒に対する恐喝をはじめとする度重なる非行行為とその指導の必要性を考慮しても、砂埋めは、「肉体的苦痛を感じないような極めて軽微な形態」とはいえず、「屈辱感等の精神的苦痛は相当なもの」として懲戒権を著しく逸脱した違法なものとした。

この判断自体は、当然支持されると思われるが、いくつか問題点を指摘する。まず、「砂埋め」は、禁止されている「体罰」ととらえられているが、厳密に言えば、懲戒権の行使の前提となる事実の認定の段階でなされたものであり、懲戒そのものとはいえない。

懲戒とその前提となる事実の認定方法とは密接なつながりがあるものの、別

途、議論されるべきであるように思われる。例えば、有形力を行使して自白等が得られたとしても、その真実性や信頼性をどこまで認めてよいのか、また、そうして得られた事実に基づき、懲戒を含めた指導を行うことによって、はたして教育上の効果を得ることができるのか、問題になろう。更に、重大事件に遭遇した教員が、普段から指導に従わない生徒に対し、事情聴取の過程等で、逆上することは起こりがちである。刑事手続における任意性を欠く自白の証拠能力に関する憲法の考え方について、これがどこまで教育現場に適用されるか難しい問題であるが、指導にあたる教員等に理解される必要があるように思われる（今橋盛勝「検証体罰事件判決」季刊教育法72号121頁（1988年）は教員による暴行を伴う事情聴取は、被疑者に対する警察官の自白強要と同一の問題を提起していると指摘する。）。

次に、「砂埋め」は多いに批判されるべきことであるが、教員らはこれ以外にいかなる対応をとることが可能だったのであろうか。本件では、他校生徒に対する恐喝に対して、教員らが真相を明らかにして指導する責任をはたそうとし、「砂埋め」に至っている。しかしながら、担当する生徒の校外での非行・犯罪行為に対して、教員はどこまで対応すべきか、その責任の範囲・内容を確認する必要があるのではなかろうか。そのとらえ方によっては、これらへの対応を強いることが、教員の本来の職務を妨げ、またその能力を超え、その結果、本件のような「体罰」が繰り返されるのではないかと懸念される。

しかしながら、その一方で、事実行為としての懲戒やその前提となる事情聴取において、身体への苦痛や羞恥心をもたらす指導は一切許されないのだろうか。確かに、生徒等の人格を重んじ、有形力の行使を禁止し、口頭による指導、理を尽くしての説得により教育上の目的を達すべきことは当然である。しかし、現実問題として、これらの手段のみで目的を達することができるのか、そもそも、懲戒とは日頃の通常の指導ではその目的を達成することができない場合があることを前提に、定められた制度といえよう。ある意味で「理」と「苦」は指導の両輪ともいえないだろうか。問題なのは、「苦」が不必要に、また、過大に用いられ、「目的」達成の手段としてその関連性が欠如している場

合であろう。

こうした観点からみても、その有形力の行使がもはや理不尽な暴行としかいえないような事件もあるので紹介しよう。

理不尽な暴行

正座の上での足蹴り

千葉地判平成4年2月21日判時1411号54頁

事実の概要

A 中学校では、午後 0 :50 頃に全員がそろって着席したときに、合図とともに給食を開始することになっていた。生徒 B は廊下で立ち話をしていて、みんなを待たせたまま食事に遅れ、友人に促され教室に入ろうとしたが、教員 C が既に着席していたのでドアから入らず、廊下側の下の小さい窓から入った。C は、A が、みんなを待たせながら詫びもせず、こそこそと教室に入ってきたことに立腹し、自分が腰かけている椅子の前に A を正座させ、叱責した上で、運動靴をはいている右足で B の顎のあたりを 1 回蹴った。B はのけぞり口のあたりを押さえてすぐに正座の姿勢に戻ったが、C はこの態度を反省の色が見られないと判断し、もう 1 度左足で蹴ったがこれは B の左頬をかすただけであった。これによって、B は、上前歯牙脱臼等の傷害を負った。そこで、A の設置管理を行っている D 市を被告として損害賠償を請求した。千葉地裁は賠償を命じた。

判 旨

「本件行為は、教室内の他の生徒たちが給食をとっている中で、ひとり原告を正座させて顔面を蹴ったものであり、屈辱感を与えるものであったことはいうまでもない」。

「[C] は打ち所が悪ければ手加減していても傷害を負わせる結果になることを経験上知っていたうえ、本件行為直後、原告の口の辺りから血が滲んでいるのに気付き、原告が負傷しているとわかったのに、障害の程度を確認せず、これを放置し…診療等の配慮もしなかった」。

この事件では、A の日頃の行い・態度などは必ずしも明らかではないが、昼食時に遅れたという理由で、クラスメイトの前で正座させ、椅子に座った状態から、前歯を脱臼させるほど強く足蹴にする等、あたかも動物に対する虐待を連想させ、教育者の行動としての評価に値しない¹⁰⁾。

また、負傷した生徒を迅速に治療に向かわせる措置をとっていないことは、「体罰」を考える上での重要な要素であることが示されている。次に、児童によるしつこい質問に立腹した上での「体罰」が問題になった事件を紹介する。

児童からのしつこい質問に対する激怒

神戸地裁姫路支部平成12年1月31日判時1713号84頁

事実の概要

A は B 小学校 6 年生であり、授業中私語が多く集中力に欠ける欠点はあったが、怠学、教師への反抗的態度、周囲の児童との協調性を欠く等の問題は全くなかった。教員 C は 3 時間目に運動会のポスターを宿題として A 等に課したが、その際に C の示したサンプルを参考にしてもよいし、自分で考えたものでもよいと指示した。しかし、放課後になって、A が、宿題のポスターは自分で考えたものでもよいかと質問してきたことに対して、C は「3 時間目に説明した、何度同じことを言わせるか」と大声で怒号し、A の頭頂部を 1 回、両頬を往復で 1 回殴打した。更に、A が同級生に照れ笑いを浮かべたので、再び、頭頂部と両頬を 1 ずつ殴打した。A は口内裂傷の傷を負い、その日の午後 8:00 頃、自宅近くで縊死した。

神戸地裁姫路支部は B の設置管理を行う D 市に対して損害賠償を命じた。

判 旨

「本件殴打行為は… [C] が… [A] の言動に激昂し、感情のはけ口を求めてしたものである…本件殴打行為を目して懲戒権の行使（教育的指導）と評価することはできず、単なる暴力であったといわざるを得ない」。

「このような体罰（暴行）がなされた場合には、当該教師において、生徒の

受けた肉体的・精神的衝撃がどの程度のものかを自ら確かめ、生徒に謝罪するなど適切な処置をとってその衝撃を和らげる必要がある…本件殴打行為によって…〔A〕の心身に及ぼした悪影響を除去する上で過失があった。

児童の「自殺」という結果に対していかなる責任が生ずるかという問題はひとまず措くとして⁽¹¹⁾、Cの体罰は極めて問題である。同じ質問を同じ児童から繰り返されることによって、教員がストレスや苦痛を感じることは理解できるが、こうした質問にいかに答え教育していくかが、その職務の核心ではないだろうか。これに激高して激しい体罰を加える等、教育者としての名に値しない⁽¹²⁾。

このように、自分の指導を理解し、実践できないことに対して教員が立腹するなどして体罰を行うことは、相手方の生徒等が知的障害を負うなど、弱い立場にある場合にも行われる。

知的障害者への暴行

名古屋地裁平成5年6月21日判時1487号83頁

事実の概要

原告Aは、B養護学校高等部2年に在籍していたが、視力障害、中度の精神薄弱等の傷害を負っていた。教員Cは、Bにおいて2年の学年担任をしており、「職業・家庭」の授業で窯業を指導していた。Aは他の生徒と共にCの授業を受け、その内容はワセリンを塗った木型に粘土を押し込み、めん棒で粘土をならすというものであった。ところが、Aはこの作業がうまくできず集中力を欠き、Cに何度も注意されても1人で作業を続けようとはしなかった。そこで、Cは、昼休みに生活訓練室にAを呼び出して個別指導をしたが、立ったままの姿勢で原告の着用していたズボンを下ろしたり、その右目を手指で押さえる等の体罰を加え、加療約3週間を要する右目結膜下出血の傷害を負わせた。そこで、Aは、Bを設置管理するD市を被告として損害賠償を請求した。

判 旨

「[C] の動機等につき判然としない部分はあるものの（午前中に集中力を欠いていた原告に対して立腹したものではないかと推認される）、被告の職員としてその職務を行うについての公権力の行使にあたり、故意に原告に体罰を加えて傷害を負わせたことを認めるのが相当である」。

教員等による体罰は教員と生徒等が対等な関係にないところで生じやすいものであるが、特に自分を守るすべのない知的障害者⁽¹³⁾への体罰は特に悪質で許し難いとの印象を与える。同様の事件をもう一件紹介する。

知的障害者への人格侵害

神戸地裁平成19年2月13日・判例自治309号67頁

事実の概要

原告Aは、重度の精神発達遅滞による第1種知的障害者の認定を受けており、被告B県が設置する養護学校に通っていた。Aは、洋服の着脱、トイレなどに介護が必要であり、同校の児童の中でも行動がゆっくりしており、着替えや身の回りのことで他の児童よりも時間がかかることが多かった。

Aは小学部3年次頃から、青あざをつけて帰宅することがあり、母親に暴力を振るうようになったほか、午前2時頃に正座して泣きながら「テンテ、パンパンする。」と繰り返し言い、自らの耳のあたりを握りこぶしで叩いたり、腕を噛むなどして寝ないことが頻繁にみられるようになった。4年次進級後も、学校で青あざやこぶをつくったりして帰宅することが続き、その間も「テンテ、テンテ、ギューギュー」といいながら手の上の部分をギョッとひねる動作をするなどした。不審に思った母親が学校に問い合わせたところ、3年次担任の教員Cが、Aの頭をバチバチ叩き、Aは、ここで泣いたら怒られると思い「ハハハ」と笑ってみせると、C等が「受けた。受けた」と手を叩いて喜んでいて、また、牛乳パックのストローを使いにくそうにしているAに対して、ハサミを使えないのを知りながらハサミを使わせ「死ぬまでそないしとっても開

かへんわな一。」と言ってみんなで笑った、等を他の教員から聴取した。A等は、Bを被告として損害賠償を請求した。裁判所は被告に賠償を命じた。

判 旨

「〔C〕教諭は、被告が…〔A〕に対して負担する安全配慮義務の履行補助者と解すべきところ、同教諭が…〔A〕を叩いたことは…同教諭に何らかの教育目的をもって叩いたとしても学校教育法11条ただし書が禁止する体罰というべきである。」

牛乳パックに関する「〔C〕教諭の言動は…〔A〕の人格を傷つけることは明らかで、とうてい冗談ではすまされるものではない…被告には、安全配慮義務違反があったことは明らかである」。

以上は、知的障害を持つ等の理由から無抵抗の生徒に対して暴力を振るい、その所作等をあざ笑うなど、教員のすることか、と思わせる事件であるが、教員の指導に従わず反抗的な態度をとった生徒等への傷害行為が問題となった事件もある。生徒等が、教員の指導に反抗的な態度をとってはならないことは言うまでもないが、これに教師が激高して、トラブルになり、その中で有形力が行使されることがある。教員は、生徒等の反抗的態度に対しても、あくまでその生徒を指導するという立場で接しなければならず、生徒に合わせて暴行を振るうことがあってはならない。こうした、職務を忘れた「大人気ない」と批判されてもやむを得ないような事件も生じているので紹介する。

教員と生徒等とのトラブル

文書の奪い合い

東京地裁平成元年4月24日判時1330号64頁

事実の概要

AはB定時制高校の4年に在籍し（満24歳）、生徒会長であったが、教員の指導を無視すること等もあり、扱いにくい生徒との印象を持たれていた。Bに

においては定時制専用の女子更衣室がなく、暫定的に会議室があてられていたが、不便なためほとんど利用されなかった。Aは、生徒会の名で女子更衣室の早期設置を職員室において校長等に要望した。教員Cは保健体育、生徒指導を担当し、Aの担任であったが、Aと校長等のやりとりを見聞し、それを学級日誌の摘要欄に「[A]が…女子更衣室の件について談判していました（見て面白かったけど）but、校舎の改築って…今スグって訳にはいかないんだよね。不便だろうけど、がまんしてやってください。」との寸評を記入した。

これを読んだAは、真面目な話し合いをCが揶揄し、また、女子の不便な思いを真剣に受け止めていないと感じ憤慨し、寸評の記載のある紙片1枚のみを抜き取って職員室においてCに抗議した。AはCに激しく暴言を浴びせ、Cはその紙片を返すように求めたが、Aがこれを拒んだため奪い合いとなり、偶然Cの右側頭部がAのこめかみにぶつかったが、なおも、Aが紙片を離さないでCは手拳でAの左口唇付近を1回殴打し、3回の通院を要する傷害を与えた。裁判所は、Aによる損害賠償請求を認めた。

判 旨

「[C]は、自己が担任する学級の生徒である原告との間で職員室内において学級日誌をめぐりいさかいとなり本件殴打行為に及んだものであり…右行為は、職務を行うについてした違法行為である」。

この事件は、学級日誌の記載事項への講評がきっかけとなったが、その内容自体はそれほど問題があるようには思われない。やはり、教育活動においては、教師と生徒等との日頃からの人間関係が重要であると改めて感じさせられる。本件では教員が、同僚の前で生徒に暴言を浴びせられ、体面を失い、激高した上での傷害行為であるが、教育者という任務の中で生徒等と接していることを忘れて、生徒に合わせて感情的になった点は大いに反省されねばならないと思われる。同様に、反抗的な生徒に対して、感情的になり、教育者としての立場を忘れたかのごとく、生徒に暴力をふるった事件を紹介する。

体罰をきっかけとする教員・生徒の興奮状態

千葉地裁平成10年3月25日判時1666号110頁

事実の概要

A 私立高校では、卒業を控えた3年生への生活指導のために第二体育館で学年集会が開かれ、生徒Bもこれに参加し、教員Cは朝礼台の上から話をしていった。しかし、私語をする者が目立ってきたので、4名ほどに注意した後に、Bに対して前に出てくるように指示し、Cが注意をするとBが不服そうな態度を示したので、朝礼台の上から平手で1回叩いた。すると、BがくっつかかかってきたためCは感情的になり、平手で10数回たたき、Bは興奮してCにぶつかっていき、二人はもみ合いになった。

そこで、CはBの首を押さえ左手を引っ張るようにして第二体育館から連れ出し、校舎の廊下に至った。ここでもBの興奮は収まらず、わめきながらCに体当たりし、Cがこれを振り払うと数回床に倒れ、またCや壁に体当たりしたはずみで自ら倒れたりした。Bは、これにより頭部外傷、左右の手の関節を捻挫するなどの傷害を受けたとして損害賠償を請求した。千葉地裁は賠償を命じた。

判 旨

「[C] が… [B] を殴打した行為は、暴行というべき違法な加害行為であることは明白であり、これが、たとえ生徒指導の目的をもってなされたとしても…全面的に禁止されている教員の生徒に対する「体罰」に該当する」。

Bを第二体育館の外に連れ出した行為は、Bの興奮状態が「[C] の違法な加害行為に起因するという事情を考慮しても、右程度の有形力の行為を違法ということはできない」。

校舎の廊下におけるCの態度について「当廊下の周囲の壁や床は…コンクリートや石膏ボードなどの堅い材質で作られており、そこで転んだり倒れたりすれば…打撲等の負傷をする可能性が高かった…これに加え、原告が右興奮状態に陥ったのは…原告に対し前記違法な加害行為（暴行）をしたことが原因で

あった…そうであれば… [C] は、生徒指導をする教員の立場として、かつ、原告が興奮状態に陥った原因を作った者として…原告に対し…なだめるとか、取り抑えるとかして、原告が負傷しないよう保護する行動・対応を取るべきであった… [C] において、右具体的状況の下で生徒である原告の負傷を防止すべき安全配慮義務を怠った過失がある」。

この事件は、私語を注意された生徒が、身に覚えがないとして反抗的な態度をとったところ、教師が激高し、教員・生徒双方による暴力行為の応酬の中で、両者が興奮状態に陥り、最終的に生徒が傷害を負ったという事件であるが⁽¹⁴⁾、当の教員もそうだが、これを止めようとしなかった周りの教員の責任も大きいと思われる。

以上は、生徒と教員がもみ合いになった事件であるが、反抗的な生徒等に対して激高した教員が一方的な暴力を振るい、重篤・悲惨な結果をもたらす場合もある（体罰においては、行為者の怒りは加速しがちで不測の結果をもたらしかねない。そこで、体罰禁止は被罰者の尊厳のみならず行為者の立場にも着目されているとの指摘がある。安藤博「判例研究」季刊教育法162号120頁（2009年））。

生徒等の反抗的態度に対する教員の激高

長時間拘束後の殴打

福岡地裁飯塚支部判昭和45年8月12日判時613号30頁

事実の概要

生徒 A は、教員 B が担任しているクラスに所属していたが、2時限の人文地理の授業中ずっと私語を続けていたので、担当の教員 C が注意しようと近寄ったところ、生物の参考書が開かれていた。そこで、C は A を叱責の上、教壇の横に立たせ、授業終了後に職員室において訓戒し、次の3時限の授業のために教室に戻るよう指示した。

この時 B は、自分が担任する A が日頃から素行が悪いので十分に指導しようと考え、A を呼び止め隣接する応接室のソファに腰かけさせ、C による訓

戒の理由を聞き出そうとしたが、Aは反省する様子がなく、反抗する態度を見せた。そこで、「学校を辞めてしまえ」といったところ、Aが出ていこうとしたので引き戻し反省を求め、Bは授業のため応接室を出たが、Aはそのままそこに残された。Bは5時限の授業が終わり2:00頃に応接室に戻ったが、なおもAに反省の様子がうかがえなかったところCも加わって訊問し、Aがかつて喫煙やカンニングしたことを認めると、Bは「やはり反省すべき点があるではないか」といいながら平手でAの頭を数回殴打し、明日、父親を学校に出頭するように言った。

午後2:30頃になって、Aはようやく教室に戻ったが、この間、昼食もとれず、授業も受けられなかった。Aは午後4:30分頃帰宅し、翌日の登校前に自宅倉庫で縊死した。そこで、Aの両親がB等の勤務するD高校の設置管理を行っているE県を被告として損害賠償を請求した。福岡地裁飯塚支部は、本件懲戒行為が違法であるしながらも、懲戒行為とAの死との間の因果関係は認めず、請求を一部認容した⁽¹⁵⁾。

判 旨

「本件の場合…〔AとB〕との間の教育的な信頼関係は従前から既に崩壊された状況に在り、しかも、本件非行は比較的軽度のものである上、本件懲戒行為の直前に他の教諭の適切な訓戒を受けて十分納得服従したばかりの…〔A〕に対して更に本件懲戒がなされた…〔B〕において…〔A〕の反抗的態度を契機として、かなり感情的緊張場面を作り出し、自己の訓戒に服従せしめるため、強圧的に、かつ相当の執拗さをもって非行事実の告白とこれについての反省を強要し…訓戒に応じそうにもないかたくなな同人に対し昼食をとる機会も、授業に出席する機会も与えないで、約3時間余りにも亘って、応接室にとどめ置き、ついに同人が非行事実を自認し、一応反省の意を表するに及んで、同人を殴打したうえ釈放した」。

「本件懲戒行為は、…身体的自由を長時間にわたって拘束し、その自由意思を抑圧し、もって精神的自由をも侵害し、ついには体罰による身体への侵害に

も及んだのである。これらの点を総合して判断するとき、本件懲戒行為は…懲戒権を行使するにつき許容される限度を著しく逸脱した違法なものである」。

この事件では、生徒等への注意や事情の聴取をきっかけに、その場の、あるいは日頃からの反抗的態度に逆上して、激しい体罰が行われたが、事情聴取にせよ、説諭にせよ、それらが不必要に長時間に及び、そのことが生徒等の反抗心をつのらせ、更に教員による体罰へと発展したということである。「体罰」はもとより肯定されるべきではないが、生徒の反抗的態度に加え、生徒等への指導等で教員が疲労している場合に体罰が起こり易いようにも思われる。次の事件は、他校生徒との縄張り争いへの対応に追われていた教員が体罰を行った事件である。

他校生徒との縄張り争いへの指導

浦和地裁平成2年3月26日判時1364号71頁

事実の概要

原告Aは、B中学校に在籍し、同校2年の生徒8名等と共に、C中学校の不良グループを自分たちのグループの配下に収めるために、Cの校庭のフェンスに集まった。そこで、CからBに連絡がなされ、Bの教員DがCに向かったが、途中でA等に出会い、彼らにBに戻り、先生方の指導を受け、話をよく聞き、嘘をつかず本当のことを話すこと等の指示を行った。A等は、Bにおいて教員E等による40～50分の説諭を受けた後に帰宅しようと階段を降りたところ、逆に上ってくるDとすれ違った。その際に、A等はDにあいさつせず、ふてくされた態度をとったため、Dは、Aの顔面を平手で数回殴打し、膝で腹を蹴り、打撲や擦過傷等により全治数日の傷害を負わせた。そこで、Aは、Bの設置者であるE市等を被告として損害賠償を請求した。浦和地裁は請求を認容した。

判 旨

「教師の生徒に対する懲戒行為としての有形力の行使が、当然に同法（学校教育法11条一筆者注）の禁止する体罰に該当し、民法上の不法行為にも該当するかどうかはともかく、当該有形力の行使が殴打・足蹴り等生徒の身体に障害の結果を生じさせるようなものである場合には、それ自体同法11条但書が禁止する違法な体罰であり、民法上の不法行為として評価すべきものと解する」。

他校の生徒とのトラブル解決のために、尽力していた教員による体罰の事件である。体罰はいうまでもなく肯定されるべきではないが、教員が背負うべき責任の範囲はどこまでか、を考えさせる事件でもある。次の事件は、高校による運転免許の取得禁止への違反がきっかけになった事件であるが、高校による運転免許取得禁止、更にはその遵守を求めることの是非も考えさせるものである。

運転免許取得禁止違反への暴行

鹿児島地裁平成2年12月25日判時1395号124頁

事実の概要

A 高校では、在校生に原付の運転免許取得を許可していなかったが、原告 B は、風邪をひいたと偽って学校を休み、自動車運転免許の試験場に赴き免許を取得した。この免許取得が A に発覚し、B は、試験場に赴いた日は終業式終了後であると偽ったが、この点も B の母親への問い合わせにより虚偽であることが判明したので、その翌日の職員朝礼で B に対して1週間の自宅反省の処分が決定された。

その際に、教員 C はその職員朝礼後の8:30頃に、B に対して生徒指導室において事情聴取を行ない、免許取得の年月日について質問し、黙っていた B に対して、母親への問い合わせの話もして、嘘をつくことの非を論じた上で反省文をその場で書かせ、書き終わったら正座して待つように指示した。C は1時限の授業を終えると戻ってきて再び説諭を続けたが、B がふてくされ、真摯

な態度を見せなかったもので、正座している B の側頭部を右の平手で数回殴打し、更に左手で頭部を押さえて動かないようにして右の平手で数回殴打した。10:00頃に A の母親が来校し、家庭反省措置が言い渡され、A と母親は12:00頃、母親の運転する車で下校した。B は、耳への傷害等を理由に A の設置者である D 県等を被告として、損害賠償を請求した。

鹿児島地裁は、B の主張する殴打と耳の機能への障害の因果関係は否定したが、精神的損害については認めた。

判 旨

「免許の取得行為は本来適法な行為であって、学校が一定の要件を定めて許可をするということ自体にも問題はあり… [B] が不貞くされたことについても、また取得日を偽らざるを得なかったことについても、それなりの理由があった…良心を覚醒させるために体罰に及んだというのであるが、果たして高校3年生に対する懲戒として、どれほど効果があるのか大いに疑問である。少なくとも本件においては逆効果であったことは歴然としている…生徒を正座させたうえに、平手で側頭部を殴打することが、どれほど人間の尊厳を傷つけ、屈辱感を与えるものであるかにつき、いま一度思いを致すべきである」。

この事件は、体罰の非を強調すると同時に、果たしてそれが教育上の目的を達成するために有効な手段であるのか、更には、高校が運転免許の取得それ自体を禁止すること・違反者に対していかなる懲戒を行うことができるのか、等の根本的な問題を提起している。

ところで、本来、懲戒は教育上のルールや教員の指導に違反した場合になされるべきものであるが、一定の教育内容及び水準を達成できなかった場合に、「罰」という名目で一定の負担を生徒等に課し、あるいは教員による有形力の行使がなされることがある。これらは、懲戒と重なる部分もあるが、教育の内容・実践方法としての側面も有する。これに関連して、過剰な有形力が行使され、問題となった事件を紹介しよう。

教育指導方法の過誤

「必殺宙ぶらりん」事件

千葉地裁昭和55年3月31日判時1112号58頁

事実の概要

原告AはB県が設置するC高校の1年生に在籍していたが、体育の授業中に、バスケットボールのパス練習を行い、ボールを取られたことを理由に教員Dから「必殺宙ぶらりん」を命じられた。Aら6人は、床から3.1mの高さの体育館2階ギャラリーのコンクリート縁に懸垂し、Dの合図で一斉に飛び降りることになった。Aは逡巡したが、ぶらさがらぬとタイツを脱がすぞとのDの言葉に懸垂したが、合図の前にバランスを崩して落下し、頸椎腰椎捻挫等により後遺症にも悩まされた。そこで、B等を被告として損害賠償を請求した。千葉地裁は賠償を命じた。

判 旨

「本件懸垂の方法としての稀有性、異常性等に照らせば…バスケットボールの目的達成のためというよりは体育授業中の懲戒行為である」。

「体育授業中における懲戒行為は…副次的効果を伴うため体育授業の一環として教師が度々これを行なっているものであるから、これをもって直ちに違法であるとはいえない。然し乍ら、それは体育授業の本来的目的から外れるものであるから、それを行なう必要性があり、その方法が通常行なわれているもの…にして、社会通念上相当にしてかつ危険を伴わないものたることを要する」。

「本件懸垂は非常に危険な方法であり… [D] は… [A] らがバランスを崩して落下し負傷するに至ることが有りうることを予測し得た筈であり…他の採り得るより安全な方法にまして本件懸垂を行なわなければならないような特段の事情も窺えない」。

この事件は、「罰」という名で行われたものであるが、「懲戒」というよりも、実技・トレーニングの内容そのものに近く、体育の教員としての指導の方

法に過失があったとの側面があるように思われる¹⁶⁾。同様に、教育方法に過失があり、それが原因で傷害を負った事例を紹介する。

「プロレスごっこ」事件

千葉地裁平成16年4月28日判時1860号92頁

事実の概要

原告AはB小学校に通う児童であったが、授業中奇声を発したり、全校朝会等では他の児童にいたずらをするがあった。児童Cは自閉症気味で、ちょっかいを出されるとパニックに陥り泣き叫ぶがあったが、Aはそれを知らずながらCをからかい、その回数が頻繁になっていた。

そこで、教員Dは、机をコの字型に並べ、中央のあいているところにAとCをいれ、まず、Aを後ろから抱き抱え、CにAを叩くように、次いで同様にAにCを叩かせた。これを繰り返したところ、2人はエスカレートし泣き出してしまった。次に、Aは、隣の席に座っているEに授業中に話しかけて邪魔をする等をやめなかったので、EはDに相談した。そこで、Dは、Eに対して、Aがいうことを聞かないならひっぱたいてやれとアドバイスしたところ、Aに対してビンタした。その後、Eは、FとともにAの顔面を数回たたくなどした。更に、Fは周囲の児童に呼び掛けてAを捕まえ押さえつけ、Eは教室の後ろのドアの前でAを20数回往復ビンタした。その結果、AはPTSDを発症し登校不能となる等の損害を受けたとして損害賠償を請求した。千葉地裁はBの設置者であるG市等に対して賠償を命じた。

判 旨

「短時間とはいえ、児童らの前で… [A] を押さえつけ…泣くまでけんかさせたものであるから、当該措置が、口頭で何度注意をしても…やめない… [A] に対し、これをやめさせようとして採られた措置であることを考慮しても、当該行為は…安全配慮義務に違反する行為であり、不法行為が成立する」。

「児童らの面前で… [A] に対する暴力を容認する発言をすることにより、

児童らをして…〔A〕に対し暴力を行なうことが許されるものと誤診させ…たものであるから、当該措置が…〔A〕が授業中に他の児童にちょっかいを出すのをやめさせようとして採られた措置であることを考慮しても、当該行為は、安全配慮義務に違反する行為であり、不法行為が成立する」。

この事件も「体罰」の事例としては少し異例である。教員が児童を押さえつけてもう一人の児童に殴らせるという点では「体罰」であるが、トラブルを起こしている2人の児童に、交互に同じように殴らせ「お互いに痛みを知る」ことにより、ちょっかいやふざけかけることを防止しようとしたものである。その目的はもとより正しいが、手段がはたして現代社会において認められる正当なものであったか、問題が残るところであろう⁽¹⁷⁾。

なお、その後の、Aへの集団による児童の暴行について、どこまで教員等に不法行為責任が存在するか、予見可能性や因果関係の観点から議論の余地があるように思われる。

懲戒と指導が重なっている体罰は、スポーツ系の部活で起こることがある。ふがいない試合の反省と次の試合への「活を入れる」意味でなされた体罰が問題になった事件がある。

スポーツ指導における体罰

バレーボール新人戦殴打事件

浦和地裁平成5年11月24日判時1504号106頁

事実の概要

教員AはB市が設置・管理するC中学の教諭であり、バレー部の顧問であった。原告DはCの2年生で男子バレー部に所属していた。Aは、バレーボール大会新人戦の第一試合終了後、部員等を自分の周りに半円状に集め、出場選手全員に反省の言葉を述べさせ、平手で各選手の頬を叩き、Dはよろけてコンクリート角柱に頭をぶつけた。Dは、頭部打撲及び頸椎捻挫、頸椎捻挫後遺症等の診断を受けたため、B等を被告として損害賠償を請求した。浦和地裁

は請求を一部認めた。

判 旨

「[A] の殴打の態様は…第一試合の試合内容に腹を立てていた状態で…いきなり各選手の顔面を張る…という態様で…その勢いで右側によろけることが当然に予測でき…暴行の結果原告はその左側頭部の後付近をコンクリート柱の壁面に衝突させた」。

「[A は] 右殴打は、第二試合に臨む選手らに活を入れるためになされたものである旨、その動機を主張するが…むしろ第一試合のような試合内容では、第二試合には勝てないという焦りの感情をそのまま原告らにぶつけたにすぎない…本件行為を正当化しうるに足りる教育的配慮があったものとは認められない」。

スポーツ系の部活の指導の中で「体罰」が起こりやすい⁽¹⁸⁾。指導教員等が、自分の思うとおりに生徒等が練習しない、プレイしない、結果を出せない等をとらえて、暴行・傷害行為に至ることがある⁽¹⁹⁾。勝負や能力に高い理想を掲げ、指導下にある生徒等がこれらを達成できるはずなのにできないことにもどかしさを感じ、その原因が、本人の精神的な弱さ、怠惰にあるとし、肉体的な苦痛を与えることによってそれを打破させよう、また、自分もそうしてきた、等の考え方があるようである。

しかし、そうした指導が生徒等を精神的に追い詰め、悲惨な結果をもたらすことがある。

継続的な暴行・暴言

岐阜地裁平成5年9月6日判時1487号83頁

事実の概要

A は、B 高校の陸上部（本件陸上部）に所属し、やり投げの選手として、県大会で優勝し、国体に出場し全国高校ランキングの16位であった。本件陸上部

は、岐阜県でも高いレベルにあり、C教員らの顧問の指導方針もあって、練習時間は始業前7時30分から約40分、放課後は4時から冬季は6:30頃まで、夏季は、7:00頃まで、休日も欠かさず、土曜は午後2:00から午後5:00頃まで、日曜は午前10:00から午後5:00という状況でほとんど毎日練習であった。

Cの指導は厳しく、練習中生徒が少しでも気を抜くと大きな声で怒鳴るばかりか平手で生徒の頬をたたいたり、やり投げの練習用の竹の棒で腰、頭等を叩くことがしばしばあった。また、女子部員に対して思慮の足りない発言が多く、しばしば「ブス」「使い物にならない」「陸上部をやめよ」などと発言することがあった。Cは他の生徒に対しても、担当する体育の授業及び生活指導の面でも有形力を行使した、いきすぎた懲戒行為を頻繁に行っていた⁽²⁰⁾。

Aが1年生の8月、Cは練習中のAに「おまえはばかだから何度いったらわかるんや。やめろ。」、9月には、腰が痛いのを顔に出したとして「やめていけ。」と怒鳴り、AはCに土下座して謝った。2年生の6月に、他の部員が病院に行くことを止めなかったとして、この者に1日も練習を休ませないのが本当の思いやりと申し向け、「練習をみない」といった。

7月末の合宿では、Aを含む3名の部員が、昼食時に必要量食べなかったとして正座させ、彼女等の頭部を竹の棒が割れて飛び散るまでたたき、5杯のごはんを無理やり食べさせた。また、合宿終了直後の8月1日（日曜日）には登校して自主トレーニングすることになっていたが、A等は映画をみてコンサートに出かけ夜遅く帰宅した。翌日Cは陸上部の先輩の前でAを激しく叱り「もう練習を見てやらない」といった。Aは、このことを気に病み、先生や親の期待を裏切ったから、反省の意味で遠くへ行ってくるとの手紙を残して翌日家出したが、その日のうちに帰宅し、8月7日から練習に復帰した。

しかし、Aの後輩Dが、激しい練習から自由になりたいとして家出した際に、Aは、Dは風邪だと虚偽の報告をCにしたところ、8月11日に、DについてはAの責任であるとして2時間にわたり正座させたまま責め立て、Aは、同月13日に無断で練習を休んでDの説得を行ったが、結局Dは退部した。同月14日には、この無断で練習を休んだことや自身の記録が伸びないこと等を理

由に、Cによってジュラルミンの試合用のやりで数回たたかれ、頭部がはれ上がった。10月8日、記録が伸びないにもかかわらず反省の日記をつけないことを理由に、顔面を少なくとも2回殴打され、左目あたりが紫色に変色した。同月23日、記録が伸びないことなどから「のらくらでぐず。」「心の中が腐っている。」「猿の物まねしかできない。」などとの暴言をCから受けた。

同年11月、Bの研修旅行に際し、その旅行先での朝練習を陸上部員が怠ったとして、Cは、男子7名、女子6名を宿泊先の旅館の玄関に正座させ、その中の一人であったAの太ももを青あざができるほどに激しく蹴った。昭和60年3月に実施された学年末試験で、Aは欠点をとったので22日に追試験を受け、15問中3問しか回答できなかったが、かろうじて合格した。この結果をその日の午前中にCに報告したところ、1時間程にわたり怒鳴りつけられ、練習させないなどといわれた。更に、午後3時半ころに再度、練習させてくれるように懇願したが、親への告げ口等で責め立てられ、結局顔も見たくないなどといわれた上で5時過ぎに退出した。帰宅後も、陸上部に戻れない等とかなり落ち込んだ様子であったが、翌日23日午前3時頃に自室で縊死した⁽²¹⁾。

判 旨

「クラブ活動は、教育課程の基準中に位置づけられているので、通常、週の時間割の中に組み込んで全生徒が活動するのに対して、部活動は、主に放課後に、主として希望する生徒だけが活動することになっている…しかしながら、部活動とクラブ活動とは、共に、興味や関心を同じくする生徒が、学年やホームルームの所属を離れて、集団を組織し、その集団を単位に活動するものである点において、両者の基本的な性格や指導原理は同じである…平成元年3月告示による新学習指導要領では…部活動への参加を以て、クラブ活動履修の一部、又は全部の履修に替えることができる…と規定し、学校教育活動としての部活動の位置づけをより鮮明に打ち出している」。

「部活動が学校教育活動である以上…学校教育法11条ただし書が適用され、部活動で行われる「体罰」ないし正当な懲戒権の範囲を逸脱した行為は違法と

いうべきである。ただし、部活動には…学習活動やクラブ活動にはないある種の厳しさが存在することも確かであり、部活動に参加する生徒もそのような厳しさを求めて参加することもあると思われる。しかしながら、前述の部活動の教育的意義に鑑み、そういう部活動の厳しさとは…決して、指導者の過剰なしっ責やしごき、無計画に行なわれる猛練習や長時間の練習といったものを意味するものではない…多少のしごきや体罰近時の指導を事前に生徒が包括的に甘受するといった相互理解があると認めることは到底できず、また、そのような相互理解があってはならない」。

何が体罰に当たるか「少なくとも、殴る、けるなどの身体に対する侵害は勿論のこと、罰として正座、直立など特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど、生徒に肉体的苦痛を与えること及び食事を取らせず特定の部屋に長時間とどめておくことなどは「体罰」…として違法である」。

「「ブス」という表現は、一般的には相手の容貌に対する侮辱的な表現でしかないこと…それが、陸上競技における選手の能力ないし技能とは何ら関係がないこと…17歳という多感な思春期の少女であることを考えると…部活動における厳しさとは全く無縁のものであって、単なる生徒を侮辱する発言で…陸上部顧問の発言としては、極めて不適切である」。

「[A] は本件陸上部で陸上競技に打ち込むために…入学してきたのであるから、…指導者から陸上部を辞めろといわれることがどれほど精神的苦痛を与えるものであるか…容易に推認しうる」。

「土下座という行為がいかに屈辱的な行為であるかは多言を要しない…許しを乞うため自主的に土下座したものとしても…生徒がそうしなければ許さないという…姿勢そのものが、もはや教育的配慮の全く欠けた、不適切な指導方法という以外にない」。

「高校の部活動において、生徒がご飯を一杯しか食べないというだけで…正座させたうえ、その頭部を竹の棒で強打するという行為は異常というほかなく、それが違法な体罰であることは疑いを入れる余地がない」。

「後輩が練習の厳しさについていけなくなって自主的に退部したことに関

し、その先輩…の責任であるとして約2時間にもわたって説諭すること自体長時間にわたる身体的拘束であって、もはや正当な懲戒権の範囲を逸脱した違法な身体拘束といわざるを得ない」。

「研修旅行先において朝の練習をしなかったという理由のみで、正座させた上生徒の大腿部を蹴ることが違法な「体罰」に該当することは疑う余地がない」。

「追試験の結果がよくなかったこと及び…担当の教師に聞きに行かず他の教師に聞きに行ったこと…そのいずれの理由も懲戒の対象になるものではない…その際…直立という特定の姿勢を連続して長時間保持させたまま、執拗に怒鳴るなどして説諭を続けたことを総合考慮すると…違法な懲戒行為である」。

「侮辱的発言については、それぞれについて単発的な発言ととらえるのは妥当ではなく…身体に対する侵害とも併せて一連の連続した行為ととらえて評価するのが相当であり…違法行為に該当する」。

将来を嘱望された才能豊かな生徒が、あたら自らの命を絶ったことは全く悲しみに耐えない⁽²²⁾。指導下にある生徒が、自分とは別人格であることを忘れ、あたかも自分の所有物であるかの如く、自分の思いどおりにならなければ何でも許されると考えているような指導は、教育の枠をおよそ超えていると感じさせる⁽²³⁾。こうした、指導に名を借りた暴行を阻止するためには、周囲の教員や教育委員会、保護者のあり方にも改善すべき点があると思われる⁽²⁴⁾。

以上、教員等に一方的な非があるように感じられる事例を見てきたが、限界事例もあるので、紹介しよう。

限界事例

頭髪・服装規則違反

大阪地裁平成23年3月28日判自375号48頁

事実の概要

B中学校においては、生徒による、頭髪の脱色・染色、ピアス、服装の乱れ等、問題行動が目立ってきたため、これらに対する指導を強化した。生徒Aにおいて、校則に反するこれら問題行為が目立ったため、教員らは繰返し粘り強く指導を続け、Aはこれに従ったこともあったが、しばらくすると再度、これらの行為が繰り返されるようになってきた。また、Aの母親に対しても、Aへの家庭内指導を求めたが、改善は見られなかった。

そこで、Bにおいて、Aの脱色された髪への染髪が行われた。Aはこの染髪について認識し、これを拒絶する行動も取らず、これには複数の教員が関与し1時間程度で、制服への汚れを防止し、耳をラップで保護するなど相当と認められる方法で実施された。この間、身体の拘束や肉体的な苦痛は与えられていなかった。

更に、学校内で体操着の上からカーディガンを着用することは校則違反であったので、教員Cは、Aに対してカーディガンを脱ぐよう口頭で指導した。しかし、Aはこれを無視して歩き始めたので、手首をつかんで制止しようとしたところ、Aは「変態、痴漢、セクハラ」と叫んだ。この騒ぎを聞いて駆けつけた教育指導教諭Dの立会いの下で、カーディガンを脱がせたが、その際、Aは殴打されたり、無理やりに脱がされたということもなかった。

判 旨

「本件染髪行為の趣旨・目的は、生徒指導の観点から見てもとより正当なものである。当時…本人の自発的な改善の見込みはなく…家庭内における指導・改善にこれ以上期待することも困難であった…本件染髪行為は、そのような状況の下で、しかも、原告…の任意の承諾の下で実施されたものである。その方法・態様や、継続時間を見ても、社会的に相当と認められる範囲内のものであった」。

「たとえ…[C]がこれを脱がせたとしても、その行為は、口頭による指導に従わない…[A]に対する正当な指導であって、女性教員であるD生活指導教諭の立会の下で、これに付随して身体に触れることがあったとしても、その

点に何ら違法性をみとめることはできない」。

この事件は、中学・高校等で問題になりがちな、服装や頭髪規制に関する事件である。髪型等は、明文にこそないが、憲法の一般的自由権に連なるものとして、みだりにこれを規制することは許されない。その一方で、こうした自由が認められるとしても、公共の福祉に違反してこれを濫用することも許されない。そこで、校則によってこれを規制する場合、いかなる目的があり、その目的を達成するための相当な手段といえるか、その判断は教育の専門家として認められた裁量を逸脱していないか等がポイントになると思われる⁽²⁵⁾。

教育とは無関係に、特定の髪型を強制するのではなく、教育の場にふさわしくない、特定の髪型・服装を規制することは当然であり、いかなる髪型等がふさわしくないかは教育者の裁量に委ねられ、本件において髪の色を禁止したことに裁量の逸脱は存在しないと思われる（染髪禁止校則は風紀維持以外に、生徒の健康被害（化学物質が体内に侵入・蓄積）の防止を目的としていることを指摘するものとして、瀬戸則夫「判決解説」季刊教育法177号48頁（2013年））。カーディガンについては、その色等は明らかでないが、防寒等の必要性があつての着用をも禁止する趣旨でない限り、規制は許されると考えられる。

問題となるのは、違反者に対する強制力の行使である。生徒等が自発的に校則に従うよう指導するのが本来の方法であるが、それに従わない場合に放置してよいのか。やはり、毅然たる態度で何らかの有形力の行使も必要になってくるであろう。問題は、その有形力の行使の方法・程度であろう。生徒側の抵抗を力づくで、排除して目的を達することはあつてはならないことと思われるが、本件においては、そこまでの強制力が用いられていない点が重視されたと思われ、大阪高裁平成23年10月18日判自357号44頁も控訴を棄却している。

次に有形力の行使の限界として、指導に従わず教員に対して暴言・暴行を振るう生徒等に対処するか。この場合にも、教師に許されるのは、淡々と生徒等を諭すことのみなのであろうか。

教員への暴言・反抗する児童への指導

福岡地裁平成21年10月1日判時2067号81頁

事実の概要

AはB小学校の5年生であり、教員Cが担任である。Aは、ジュニア・バレーボール・チームのキャプテンを務め、大会で優勝するなどしていたが、1年生の時から忘れ物や宿題忘れが目立ち落ち着きがなかった。5年生になるとCが指導すると気分のいいときには素直に従うが、そうでないときには大声で反抗することも多く、「くそばあ。」などと叫んで教室を飛び出し、また、Cに向かってランドセルを投げつけたこともあった。

卒業式を翌日に控えた日に、Aが振り回した棒がCの担任する児童Dに当たったとの訴えがあったので、Cが教室に行ってDに対して謝罪するよう求めたが、Aが反発したのでCは、イスに座っているAの胸ぐらを両手でつかみ、ゆすったためAは床に倒れた。そしてAが「帰る。」と言ったので「勝手に帰んなさい」と大声で激しく叱責する等した。Aは、水が半分ほど入っていた500ミリリットルのペットボトルをBに投げつけ、泣くのを必死にこらえるような表情で教室から飛び出した。

Cは、Aを追いかけることもせずホームルームを開始したが、数分後に教室に入ってきたAに対して「なんで戻ってきたか」と怒鳴ったところ、Aは自分の席にあったランドセルを取って教室を飛び出した。その日の午後4:30過ぎ、Aは自分の部屋で縊死した。そこで、Aの両親が原告となって、Bを設置管理するE市を被告として損害賠償を請求した。小倉支部は体罰と自殺の因果関係も認めて賠償を命じた。

判 旨

「[C]による本件懲戒行為が、非常に感情的におこなわれていることや、胸ぐらを両手でつかんでゆするという行為の態様、上記…等の結果やその後の…対応等を考慮すると、本件懲戒行為…は、社会通念に照らして許容される範囲を逸脱した有形力の行使であり…「体罰」に該当する違法行為というべきであ

る」。

「[A] は衝動的な行動に陥りやすい児童であり… [C] 教諭が当時おかれていた立場に立ち、教員に求められる通常の観察義務を尽くしていれば… [A] が衝動的に自殺を含めた何らかの極端な行動に出る可能性は、認識し得たというべきである… [C] 教諭は、信義則上の安全配慮義務として、教室を飛び出した… [A] を追いかけて、又は教室内のインターフォンを用いて他の教員の応援を求めるなどして… 同人の精神的衝動を和らげる措置を講ずべき義務を負っていた」。

この事件は、叱責後さしたる時間をおかずに児童が自殺したショッキングな事件である。裁判所は、CがAの胸ぐらを両手でつかんでゆする行為等は、社会通念に照らして許容される限度を超えているとし、また、Aが衝動的に自殺することはCにおいて予見し得たと判断した。しかしながら、AがCの指導に従わず、暴言を吐き、ランドセルやペットボトルをCに向かって投げつける児童であったことも忘れてはならない。この児童に対して、この状況において、胸ぐらを両手でつかんでゆする行為が、直ちに、社会通念に照らして許容できる範囲を超えていた、とすることには若干の疑問が残る。同様に、この状況において、「勝手に帰れ」と怒鳴りつけ、そのとおりにしようとするAを追いかけて、その場にとどめようとしなかったCの行為が、安全配慮義務を果たさず（教員が1人の反抗的な児童の指導のために教室を後にした場合、残された他の児童等の安全配慮をいかにして果すかの問題も生じてこよう。）、その後の自殺にまで責任を負うとすることには議論の余地があるように思われる。

次の最高裁の判断は、こうした疑問を反映しているように思われる。

教員への暴行に対する指導

最3小平成21年4月28日民集63巻4号904頁

事実の概要

Aは事件当時、B市の設置する小学校の2年生の男子（身長130cm）であつ

た。Cは、Bの教員であるが（167cm）、1時限終了後に、校舎1階の廊下で、コンピューターをしたいと駄々をこねる3年生をしゃがんでだだめていた。そこへ通りかかったAは、Cの背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだため、CがAに離れるように言ったがやめなかったので、右手でAを振りほどいた。そこへ、6年生の女子数人が通りかかり、Aは、同級生の男子1名と共に、彼女等にじゃれつくようにして蹴りはじめたので、Cはこれ制止し、Aに注意をあたえた。

その後、Cが職員室に向おうとしたところ、AはCの臀部を2回蹴って逃げ出したので、CはAを捕まえて、その胸元の洋服をつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ」と叱った。Aはその日の夜、自宅において泣き叫び、食欲も低下して、通学に支障をきたすようになったが、後に通院・治療により回復した。

この間、Aの母親は、Bに対して激しい抗議行動を続け、Bを被告として損害賠償請求を行った。原審は、BにAへの慰謝料等の支払いを命じた。その理由は、胸元をつかむという行為は不穏当な行為であり、Aの年齢、身長差、Cとの面識のなさ等からAの受けた恐怖心は相当なものであったとし、これらを総合すれば、本件行為は社会通念に照らし、教育的指導の範囲を逸脱し「体罰」にあたるとした。最高裁は、破棄自判し、Aの請求を棄却した。

判 旨

Cの行為は「児童の身体に対する有形力の行使であるが、他人を蹴るという…悪ふざけをしないように…指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として…肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである」。

「〔C〕は、自分自身も…〔A〕による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではな

く、学校教育法11条ただし書という体罰に該当するものではない」。

最高裁は、本件CのAの洋服をつかんで怒鳴る行為は、他人への悪ふざけをしないように指導することを目的としており、その態様、継続時間等からすれば教育的指導の範囲にあるとした。しかし、児童とはいえ、教育を受ける立場にある者が教員を蹴るということの悪質性及びこれをその場で効果的に正す必要性・その方法の是非については、それほど言及されていないように思われる。やはり、「体罰」の禁止という学教法の明文の存在は大きいと思われる。

まとめ

以上、体罰が問題になった事件をいくつかの視点から分類しながら整理してきた。これらをまとめてみると、まず、法律及び行政解釈は、一貫して「体罰」を禁止し、殴打・足蹴り・長時間の正座の禁止、指導にあたっての用便・食事への配慮等を具体的に掲げてきた。しかし、それにもかかわらず、生徒等への過酷な暴行が教育現場で繰り返されている。これについて、加害者の教員等を批判することは容易であるが、何がこれらを生じさせるのか、明らかにする必要がある。

まず、口頭等による、通常の指導に従わない生徒等への指導に問題が生じた場合に、担当教員の未熟さや責任のみを強調することには問題があるように思われる。このことは、一方で安易な体罰を頻発させ、他方で、学級崩壊等をもたらすことにつながりかねないと思われる。通常の指導に従わない、あるいは反抗的な生徒等にいかに対処するか、この点に向き合うことが体罰を防止するために求められている。その一つとして、法律上の懲戒処分を迅速・積極的に活用すべきことが考えられる。指導に従わず、懲戒事由が明らかに生じている生徒等を放置することが、担当教員の体罰を誘発しているケースもあるように思われる。

次に、日頃から体罰に頼る傾向にある教員も存在するように思われる。こうした教員に対して、体罰を行わず、また、行った場合には直ちにその責任を

明らかにする必要がある。第三者性が確保された教員管理制度の確立等が急務のように思われる⁽²⁶⁾。

更に、上記最三判平成21年においては、一定程度の有形力の行使も、それがなされる状況等を慎重に考慮した上で、許される場合があるとされる（しかし、この判決においては、法で禁止されている体罰の意義や範囲については判示されていないとの指摘がある。草野功一「判例解説」判例地方自治325号80頁（2010年））。では、有形力の行使のうち、いかなる行為が体罰とされ許されないのか⁽²⁷⁾。

難しい問題ではあるが、裁判例から若干の傾向がうかがえるように思われる。まずは、被害者生徒等に傷害を与えたかどうかが一つの目安となる。そういう意味で、素手及び道具を用いての殴打、足蹴り等はこうした傷害をもたらす蓋然性の高い行為として、「体罰」の核心に位置づけられるとよいと思われる。また、行政解釈は、長時間にわたる身体の拘束（正座等を含む）も体罰として重視しているが、裁判では、これに殴打・足蹴り等が併せ用いられて事態を深刻なものとなっているケースが多いように思われる。

次に、このような肉体的な苦痛をもたらす傷害行為に加えて、精神的なダメージを与える罵倒等—これが法令の「体罰」に該当するかは別として—に対しても注意が注がなければならない。教員による暴言が身体への暴行と同時に行われた場合、生徒等の心が大きく傷つき、自殺という痛ましい結果を引き起こす場合がある。身体に対する暴行等の場合も、それがもたらす肉体的苦痛そのものよりも、心への影響—屈辱、羞恥、焦燥、絶望等々の大きさに配慮しなければならないであろう。

しかしながら、生徒等に畏怖・苦痛・羞恥心等を与える指導は一切許されないのだろうか。必要性・程度等を再度、議論する余地もあるように思われる。

最後に、いかなる場合にも、教員は生徒等が自らとは異なる一個の人格を有し、これを指導し、向上させることがその職責であることを自覚することの必要性が再認識されるべきである。

(注)

- (1) 事実上の懲戒については、その要件等が明確ではないが、教員等がこれについての権限を有することについては問題がないとされる。大沼邦弘「学校教員による体罰と刑事責任」成城大学法学会編『21世紀を展望する法学と政治学』（信山社、1999年）355頁は、「学校教育法施行規則13条2項では、「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長…がこれを行う。」と…しているが、事実上の懲戒については、その方法・要件・範囲について何も規定していない。しかし、同条2項をみれば、学校教育法11条にいう懲戒には、法律上の懲戒のほかに、教育活動に通常付随する事実上の懲戒も含まれていることは明らかだ、と解され…このような理解に対しては格別の異議も見られない」。
- (2) 事実上の懲戒については、その要件等が法令によって明確にされていない。そのため、教員等に広範な裁量が認められると考えられるが、当然、その行使には限界がある。大沼・前掲注(1)364頁は、「学校教育法…施行規則は13条1項で、懲戒を加えるにあたっては「児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない」と規定するが、事実上の懲戒については、その方法、要件・範囲に関する具体的な規定を置かず…校長及び教員の裁量に委ねられている…だがしかし、その裁量にも限界があるはずである…教育上必要な懲戒と認められるためには、懲戒の対象となる生徒等に、非行、規律違反、義務違反などの懲戒事由がある場合でなければならない…また、懲戒事由があっても…制裁を加えることが必要かつ有効である場合でなければならない。注意などで十分だというような場合にまで、制裁として懲戒を加えることは、懲戒権の濫用といわなければならない」としている。
- (3) 明治期における体罰禁止規定に関し「民権派教育運動への対応という内政問題と不平等条約改正の外交問題」という双方の視点から規定されていることを強調するものとして、吉田卓司「近代日本における体罰禁止規定成立過程の再検討」日本教育法学会年報45号『戦後70年と教育法』（有斐閣、2016年）140頁。また、この規定により、わが国は世界的にみてもかなり早い時期から体罰禁止法制を確立したものの、学教法は単にこれら無反省に引き継いだだけであり、子どもの人権に関し何か強い意思をもって制定されたとは言い難いとの批判がある。前田聡「学校教育法が禁止する「体罰」とは何か」流経法学13巻2号23-24頁（2014年）。

体罰に関する裁判例の傾向〔宮原 均〕

- (4) この通知に関して、生徒等に一定の作為を命ずる行為に加えて、教員らによる暴行行為をも一定の場合には許容されるとする趣旨であるかは明らかではないとの指摘がある。大沼・前掲注(1)356頁は「これらの行政解釈は…強要、逮捕・監禁を手段とする懲戒も、肉体的苦痛を与える程度のものでなければ、体罰にあたらぬことを認めている…ただし…暴行を手段とする懲戒についても、体罰にあたらぬ場合がありうると解しているのかどうかは必ずしも明らかでない」としている。
- (5) 戦前においても体罰の問題は裁判所において議論されてきた。大審院大正5年6月15日(刑録22輯1111頁)は、懲戒権を行使するにあたり、児童の身体を傷つけ、その健康を害することを避けるべき職務上の義務を教員等が負い、したがって、教員が過失により児童に傷害を負わせた場合には、業務上過失致死罪が成立するとしている。もっとも、この事件では過失が具体的に示されていないとして原判決が破棄された。更に、大審院昭和4年4月18日(大審院民事判例集8巻286頁)は、故意・過失により児童の身体権を侵害するならば不法行為となる、として教員に賠償を命じている。この二つの判決から、大審院は、教員等が懲戒権の行使により児童等の身体を傷つけ健康を損ねた場合には、刑事・民事の責任を追及されうることを明らかとしているが、「体罰」はすべて禁止されるのか、あるいは身体を傷つけない程度の「有形力」の行使であれば、「責任」は生じないのか、明確ではない。この点については、福岡地裁久留米支部(昭和5年11月26日(法律新聞3221号4頁))であるが、親の懲戒を例として、一定の「有形力」の行使を肯定しているのが注目される。すなわち、身体に傷害を与えない程度に軽く叩く行為は、親によって、その保護下にある子弟への懲戒として用いられていることからすれば、教員もこの程度の力を加えることは社会通念上、妥当であるとした。これらの判決については、前田・前掲注(3)24-27頁参照。
- (6) なお、本事件の民事訴訟が提起され、水戸地判昭和57年12月15日判時1078号112頁は、主としてAの行為とC死亡との間の因果関係を検討し、これを否定した上で損害賠償の請求を棄却した。
- (7) 塩崎勤「体罰負傷事故」塩崎編『現代裁判法体系⑨〔学校事故〕』(新日本法規出版、1999年)319-22頁は、体罰に関し、刑事責任が追及された裁判例の傾向を次のようにまとめている。まず、リーディングケースとして大阪高判昭和30年5月16日高刑8巻4号

545頁を掲げ、中学校の教師が懲戒のため生徒の頭を1回ずつ殴打した行為は、傷害の結果をもたらさなかったとはいえ、違法な体罰にあたる。更に、その動機が子女に対する愛情に基づくとか、全国的に広く行われている一事例にすぎないということはこの解釈を左右することにはならないとして、暴行罪の成立を認めた。この解釈は、最高裁において支持され（最判昭和33年4月3日集刑124号31頁）、判例理論として定着すると見られた。しかしながら、東京高判昭和56年4月1日刑月13巻4・5号341頁は、生徒の好ましからざる行状に対して「単なる身体的接触よりもやや強度の外的刺激（有形力の行使）を生徒に与えることが、注意事項のゆるがせにできない重大さを生徒に強く意識させ」、「単なる口頭の説教…によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け」る。「教育活動としてその節度を失わず、また、行為の程度も…口頭によるそれと同一視してよい程度の身体的侵害にとどまっている」ならば暴行罪は成立しない、とした。この判決に肯定的な学説として、無反省な体罰は、個人の人格の尊重を基調とする教育の場にはふさわしくないが、最小限の体罰が是認されなければならない事例も否定し難い、体罰禁止違反の行為も直ちに刑法35条の適用を排除されない、とする。しかし学説の大多数は、上記大阪高裁昭和30年を支持している。これを受けて、塩崎は「体罰に至らない有形力の行使」や「身体的説諭・訓戒・叱責」という曖昧な概念を持ち込んで体罰の範囲を相対的に縮小し、有形力の行使を許容するような解釈を採ることは、教育作用の名において許されない…有形力の行使が許されるのは、緊急避難、正当防衛といった極めて例外なケースに限られる」としている（塩崎・322頁）。なお、カナダにおいては、親や教師による矯正目的の体罰は刑法典により認められ、カナダ最高裁はその規定を合憲と判断している。手塚崇聡「カナダにおける矯正目的の体罰に関する一考察—2004年のCFCYL事件最高裁判所判決を素材として—」社会とマネジメント8巻2号51頁（2011年）参照。

- (8) この事件では、Dの殴打に続いて、AがDを殴り、そのメガネを破損させ、こめかみ部分を負傷させたため、原級留置の懲戒処分がなされていた。Aは、この処分の取消しも求めていたが、この請求は棄却され、処分は維持された。
- (9) 塩崎・前掲注(7)325頁は「学校教師には…生活指導のために、非行や問題行動を起こした生徒からその事情を聞くことも許されると解されるが、教師には犯罪捜査を行う

体罰に関する裁判例の傾向〔宮原 均〕

権限はないし…生徒を犯人扱いすることは許されないし、体罰・暴行・指紋の採取等をほのめかして自白を強要するようなことは許されない」とする。

- (10) 教員が体力等で生徒に勝っていることを背景に、問題の解決を体罰に頼ろうとして相撲の「ぶちかまし」のような手段が用いられた事例がある。神戸地裁伊丹支部判昭和59年4月25日判時1134号128頁において、体育指導教諭であった教員Aは、下校時に生徒Bにその日の自習時間の履修方法について尋ね、他の3人の生徒と共に体育館に引致し、相撲の「ぶちかまし」のような方法で数回にわたって生徒等を投げ飛ばした。Aは、いったんは彼らを解放したが、Bともう一人の生徒Cが談笑していたので反省の色が見られないと感じ、まず、Cを殴打し、振返るとAが中腰で靴をはき、帰り支度をしていたので、いきなりその後ろからその腰を足蹴りし、前のめりに転倒し、起き上がったところ、その左顔面を平手で強打した。その結果、Aは突発性難聴の傷害を負ったため、Bを被告に損害賠償を請求した。裁判所は、Aの行為が違法行為にあたるとした。
- (11) この事件においては、自殺との間の因果関係が肯定されているが、これに関する一般論について神戸地裁姫路支部は、次のように説明しているので、参考までに紹介しておこう。「[A]の自殺による死亡について被告にその責任を問うためには、本件殴打行為(加害行為)と…[A]の自殺による死亡(損害)との間に相当因果関係が認められなければならないところ…事実的因果関係が認められることに加えて、本件殴打行為からそのような結果(児童の自殺)を生ずることが経験則上「通常」といえることが必要である…「通常性」は加害者…において現に認識していた事情に加えて…認識可能(予見可能)であった事情を基礎として判断されるべきものである。「経験則上通常」といえるためには、加害行為(本件殴打行為)当時、加害者…において通常有すべきであった知識経験を基準として、実際に生じた、損害の発生に至る因果の経過が、加害行為の危険性の現実化していく過程として首肯し得るものと認められれば足り、因果の経過がかなりの蓋然性をもって連なっていることまでの必要はない…本件殴打行為から…[A]の自殺に至るまでの因果の経過は、加害行為の危険性が現実化していく過程として十分首肯し得る」。自殺との因果関係に関し、この事件を検討するものとして、大津尚志「判例解説」季刊教育法129号108頁(2001年)、小賀野晶一「判例解説」判自208号88頁(2001年)参照。
- (12) 教員が、生徒等といったんした指示を後に改めたため、生徒等からクレームがあり、

教員としては若干恥ずかしい思いをすることがある。しかし、こうしたことは日常、まれではなく、むしろ教員の訂正・謝罪等によりほほえましい場面となるのがほとんどであろう。しかしながら、教師がこれに立腹して激しい暴行を加える等の不条理な事件もある。東京地判平成8年9月17日判タ919号182頁において、原告AはB市立C中学校に在籍し、教員Dは、道徳の時間中に、文化発表会に際して行われたアンケートの集計を行うよう指示した。しかし、A等は、その集計の必要はないとのDの前言があったとして反論したところ、Dが激高し、大声で「なんだ その顔は」と怒鳴り、更に平手で左頬を殴り、髪の毛をわしづかみにひっぱり、Aに特にけがはなかったものの、引っ張られて抜けた髪の毛が数本Aの衣服についていた。裁判所は、被告B市等に対して慰謝料の支払いを命じた。「[AへのDの]体罰は、その態様を見てみると、教師と生徒という立場からも、また体力的にも、明らかに優位な立場にある教師による授業時間内の感情に任せた生徒に対する暴行であり、およそ教育というに値しない行為である」。

- (13) 知的障害者の場合、その証言等の信用性についても裁判上不利に扱われる。この事件ではその真実性が認められている。「原告の記憶力自体は…長期間記憶を保存することが困難な程度であるとはいえず、自己の体験に基づく具体的な事実は長期間にわたってその記憶を保存することも十分に可能である…原告は、時間的な前後関係や因果関係といった抽象的な思考に制約があり、抽象的な質問にはうまく答えることが困難で当該問答だけをみると的外れ…であったりするが、質問が具体的な事実を問うものであれば、的確に回答しており…自己の印象に強く残ったとみられる事実の表現…は、全体に抑揚の乏しい話し方の中で際立った抑揚や強調がなされて」いる。
- (14) 全体行動を指導している際の、生徒等の態度の悪さが教員の激怒を引き起こした例として福岡地裁行橋支部判平成8年4月16日判時1588号137頁があるので参考までに紹介しておこう。A生徒はB県立C高校に在籍し、D教員はCの保健体育の授業を担当していた。Dは体育の授業において、集団行動として一つの号令に従って皆が行進したり体操をする予定で、生徒等に腰を下ろさせ、その要領を説明していたが、Aはその間私語をしたりあくびをしたり、後手にのけぞる等話を聞いていなかった。Dが口頭で注意するとしばらくは静かになるが、少し経つと私語をする、を何度か繰り返した。Dはこの説明の後に集団行動を实践させようとしたが、Aは立ちあがってからも私語、あくび

体罰に関する裁判例の傾向〔宮原 均〕

をしていたので、Dが再度注意すると不貞腐れた態度をとったのでDは、右平手でAの顔面を往復4、5回、更に不貞腐れていたのを再度往復4、5回、叩いた。この授業後、AがDに激しく大声で迫り、Dは、Aに殴ったことに対して謝罪した。その後、AはDの授業ではさしたる問題はなかったものの、他の授業ではマンガ本を見たり、教材の準備を怠ったり、居眠り、私語等学習意欲はなく、教員からの注意には感情的になって激しく抵抗し、授業の中断により他の生徒の学習の妨げにもなった。これにより、留年、再度の留年、高校通信制に転出した。その後、Aの父からAの答案の開示請求がなされ、その結果、DのAへの殴打等が明らかになったため、Dを暴行罪で告訴、起訴猶予処分を経て、Bを被告とする損害賠償が提起された。裁判所は賠償請求を認容した。〔DによるAへの〕殴打の様子は平手であるがその程度はかなり強いものであったこと、原告が…口頭による注意を十分守らなかったからといって…原告を殴打する必然性は当時の授業内容からしてなかったといえることからすると…「体罰」に該当することは明らかである…〔Dによる〕体罰は、その内容・程度等からすると教育上の必要を欠くものということができ、違法であることは明らかである。このような指導に従わない生徒等に対しては、法効果の伴う懲戒を迅速に行なうべき必要性を感じる。そうした法律上の懲戒がないまま、担当の教員の指導に期待することが、暴行行為を誘発する原因となっているように思われる。

- (15) この事件の上告審である、最三小昭和52年10月25日集民122号87頁も本件懲戒行為が違法であると認定した。ただし、Aの自殺との間の因果関係については否定した。更に、国賠においては、公務員個人は被害者との関係では責任を負わないことが改めて確認されている。
- (16) 控訴審である東京高判昭和59年2月28日判時1112号54頁も、Bに対して損害賠償を支払う義務があると判断した。
- (17) 東京地判平成13年3月23日判例自治220号70頁の詳細は以下の通り。A区立小学校の教諭Bは、給食を残した原告C（1年生）に対する指導に、コレール皿（耐熱強化ガラス製の食器、手のひらに乗るくらいの大きさでやや深め）で同人の頭部を一回程度叩いたが、この行為は、Cが「給食を残したことに端を発するものであったとしても、給食指導として許される限度を越え、体罰に該当する」。更に、Cがフックを振り回す危険

な行動をしていたため、Bがこれを取上げ、指導のためにCの腕に垂直又はこれに近い状態で押し当てた際に、Cが腕を後方に引いたため、Cが負傷した。この行為についてもBの責任が認められた。「[B]は…[C]の行為が危険なものであることを指導する目的で本件フックを腕にあてたものであるが、その態様は、本件フックの木ねじ状のものが当たるといふ危険なもので、傷害の結果が生じることは容易に予見することができる行為であった…仮に金属の気持ち悪さを体感させる目的で本件フックを押し当てたのだとすれば、より安全な部分に触れさせることなどによってもその目的は達成できたはずである…右行為は、体罰ととられかねないような不適切な指導で…その指導の結果…傷害を負わせた」。

- (18) 玉木正之『スポーツ 体罰 東京オリンピック』（NHK 出版、2013年）47—48頁は、教育現場のみならず社会人においても、スポーツの指導には多くの暴力が存在してきたと次のように指摘している。「筆者は、スポーツライターとして…「人格を破壊する暴力」を、過去に何度も見聞きした…「名門」高校野球部の練習では…ノックでエラーをした選手を呼びつけ、グラブをはずして素手で構えさせ、3メートルくらいからの至近距離から…硬球を何発も投げつけた…送りバントの練習に失敗した生徒に向かって…何発も平手打ち…アマチュア・レスリングの試合でコーナーに戻ってきた選手に何発も平手打ち…柔道の試合前に「気合い入れ」と称してビンタを浴びせ…ミスした女子選手を体育館の通路で思い切り平手打ちにし…尻にキックを浴びせた社会人バレーボールの監督、選手の顔が腫れあがり変形するほどまで殴り続けたプロ野球の監督…などなど、日本のスポーツ界の現場には、実に多くの暴力が存在するのを、この目で目撃した」。
- (19) 玉木・前掲注(19)56頁は、「試合での敗北はもちろん罰せられるべきことではない。それは敗因を考え、分析し、次の試合に備えて新たな戦術や練習方法を編み出す成長の機会…気を抜いたプレイ…集中力を欠く生徒がいれば、なぜそんなプレイしかできなかったのか…徹底して話し合い、原因を見つけ、その原因を治すのが指導であり、教育のはずだ」と主張する。
- (20) 入部の勧誘を断った女子生徒を正座させて金属の棒で頭部を殴り、退部・退学を決意した生徒を翻意させようとして手拳で顔面を殴打した、また髪をカールした生徒の髪の毛を持ったまま引きずりまわし、頸部ねんざや腰臀部打撲等で20日間の加療を要する傷

害を負わせたこともあったという。

- (21) これほどまでの暴行・暴言を受けながら、部にとどまり、顧問の指導を受け続けようとしたこと自体にもやや首をかしげたくなるが、こうした状況に置かれた者が陥りやすい精神状態として「見捨てられ恐怖感」が指摘されている。鳥沢優子『桜宮高校バスケット部体罰事件の真実 そして少年は死ぬことに決めた』（朝日新聞出版、2014年）210-11頁は、山梨県立大学人間福祉学部・西澤哲教授の見解をまとめ、桜宮事件と、幼児虐待及びストックホルム症候群とが「見捨てられ恐怖」という被害者の心理状態という点で共通していると指摘している。「顧問に人格や存在を否定され、理不尽な理由で叩かれていたにもかかわらず…その「叩かれるのは自分のせい」という自責の念は、「叩かれても認められたい。顧問に見捨てられたらおしまいだ」という「見捨てられ感」がベースにある。見捨てられ感は「見捨てられ恐怖」とも言われ…虐待された子が見捨てられまいと親にしがみつこうように…顧問にしがみついたのでしょう。自己価値を顧問から奪われている状態なので、当然正しい判断はできず、顧問が理想化され絶対的存在になっていた…「ストックホルム症候群」…[においては] 飲食やトイレ、会話もできない軟禁状態のなかで、犯人から食べ物をもらったり、トイレに行く許可をもらうといった犯人の親切に対して、人質たちに感謝の念が生じる…加害者が怒りを爆発させているとき、被害者はパニックになるが、トイレの許可をもらうなど[の]…瞬間はパニックから解放される。それが繰り返される環境のなかで、被害者はそのような開放感(安心感)をくれる加害者にしがみつこうになる」。
- (22) なお、この事件では、顧問の行為と自殺との因果関係は否定された。「[A] は、自殺を志向しやすい性格で… [C] の言動に加えて…複数の原因が複雑に絡み合った状態で… [A] は自殺を決意した… [3/22の] 説論あるいはそれ以前の侮辱的発言及び体罰のみが唯一の自殺の原因であると断定するのは相当ではない…さらに、陸上部顧問ないし教師の体罰ないし懲戒によって生徒が自殺するという事は極めて特異な出来事であって、通常生ずべき結果ではない…自殺という行為は最終的にはその人の意思決定によるものである」。
- (23) この事件は、マスコミで大きく取り上げられた、A市立高校バスケットボール部員自殺事件とかなりの共通点がある。この事件は、名門高校男子バスケットボール部のキャ

ブテン B が、大会実績豊富な顧問の教員 C に、練習試合中、激しく殴打され、翌日自室で縊死したという事件である。注目すべきは、不条理な激しい体罰に加えて、言葉による暴力及び心身の疲労が重なり、うつ状態になり自殺に至ったのではないかということである。以下、鳥沢・前掲注(21)からこの事件を紹介すると、この高校の男子バスケットボール部はインターハイに何度も出場し、C は18年前から同校に勤務し、過去5年でインターハイに3回出場させたとされる。ところが、B は、1年次の府の新人戦には優勝したものの、2年次のインターハイに向けた2次予選では1回戦負け、9月の予選決勝でも逆転負けで全国大会に出場できなかった。その後、B はキャプテンになったが、C は、B をターゲットに自身のプレイに対する叱責・体罰として「キャプテンやめろ」等の暴言を行っていた。亡くなる前日の練習試合の様子がビデオ映像として残っており、試合中に監督に呼ばれ、ダッシュして向うと、平手打ちの連打30~40発を受け、「叩かれてやるのは、動物園やサーカスで調教されとる動物と一緒に！」などと罵倒された(99頁)。

こうした中、部員による、校則違反の携帯電話の校内持込みやバイク無免許運転などの不祥事が発覚し、C は自身の糖尿病も加わり、B に対して厳しくあたり「キャプテンをやめろ」と繰返し言っただけでなく、「キャプテン、単なる選手、裏方か。どれかを選べ」と迫ったとされる(157頁)。なお「単なる選手」とは試合に出さないという意味。この選択肢を突きつけられ、本当はやりたくない、自分は向いていないと思うキャプテンを引き受けざるを得ない状態になっていた。

これに加えて、C は、部員の学業にも厳しく、練習時間の長さ・ハードさ、試験期間中も部活を休みにしないにもかかわらず、赤点には五厘刈り、赤点1につき1日練習に参加させない等のペナルティを課した。そんな中、B は学業にも優れ、関西の名門私立大学を目指し、勉強にも意欲を見せ、このことが心身を更に疲労困憊させ、慢性的な寝不足に陥り、うつ状態になった可能性がある指摘している。この場合、「死の1週間くらい前から周囲が何を言っても説得できなくなる。アドバイスが届かないほど心が病む…生と死の境目がどんどん狭くなり、普通なら怖くて立ち止まるところを、ほんの一步足を踏み出す感覚で自殺してしまう」という(193頁)。

以上、共通しているのは、体罰そのものの持つ苦痛というよりも、体罰と共になされ

体罰に関する裁判例の傾向〔宮原 均〕

る暴言がもたらす精神的なダメージが大きいということである。その暴言も、単に自分のプレイに対する叱責にとどまらず、人格的なもの、チーム全体や他の部員に対する責任を一人で背負わせ、それを果たせないことを一方的に非難すること、そして一番大きいのが、「やめろ」「試合に出さない」「指導しない」という言葉で、これがいかに生徒を傷つけるかということである。何と一途な心であろうか、涙を禁じえない。

- (24) このような暴行を阻止できない理由として、顧問教員を生徒等が批判できない、対等でない力関係が存在することが挙げられる。「暴力をふるう者と、ふるわれる者は…対等の関係にあるのではなく、「先生（監督）と生徒（選手）」という上下関係にある…生徒が先生に向かって、人格回復の反撃に出るのは不可能だ…部を一定の好成績に導き、指導力に定評を得た先生は、進学などの生徒の将来を左右する「力」も有している」。玉木・前掲注(19)(46頁)。また、こうした行為を、生徒や保護者が批判する「体質」が日本にはないことが指摘されている。入澤充「スポーツ活動中体罰のスポーツ法・教育法的分析」日本教育法学会年報45号『戦後70年と教育法』（有斐閣、2016年）107頁は「指導者の違法な行為、人権侵害行為に対して部活動中に異を唱えることが出来るような体質は日本の「スポーツ界」には醸成されておらず、もし異を唱えたら実力があっても「チームワーク」を乱したとしてレギュラーから外される」とされる。更に、スポーツ指導における「体罰」を誘発する要因として「指導者有利に歪められた信頼関係」「運動部内における指導者の絶対的立場」「練習の一環としての体罰の容認」が挙げられている。村本宗太郎「学校運動部活動時の「体罰」判例に見る体罰の特徴とその要因に関する研究」日本スポーツ法学会年報23号157-58頁（2016年）参照。

- (25) 大沼・前掲注(1)367頁「懲戒が必要かどうかは、教員の裁量に委ねられており、しかも、その必要性についての誤認が完全には避けられないとすれば、当該懲戒行為の適法性は、事後的にはではなく、行為時の客観的状況に基づいて、懲戒の必要ありとした教員の判断に合理性があると認められるかどうかによって、判断せざるをえないように思われる…懲戒事由があり、懲戒の必要性に関する判断に合理性があれば、結果的に懲戒の必要性のない生徒に懲戒を加えてしまう危険があっても、その危険は法的に許容される」とする。

- (26) 交告尚史「体罰・いじめ事件の処理と防止のための制度的工夫」市川須美子・安達和

志・青木宏治編『教育法学と子どもの人権』（1998年、三省堂）202-03頁は、「体罰事件には暴力が習慣のようになったような教師が繰り返して惹き起こすものと、生徒から信頼されている教師が止むに止まざる状況で手にかけてたものがある…後者として肯定される行為ではないが、実際にはそのようなものはめったに事件として上がってこない…たいていの事件は誤った認識の持ち主が起こしていることになるから、ともかくも教師の資質向上に力を注ぐことが第一課題である…体罰が起こってしまったならば、事実関係を迅速かつ公正に調査して、被害生徒の保護者に明確に説明することが肝要である。そうすることが相手側の納得による早期解決につながるるとともに、体罰がもたらす結果の重大性について教師の自覚を促すことにもなる」。

- (27) 大沼・前掲注(1)357-58頁は、「事実上の懲戒行為は、生徒等に対して、その身体を侵害し、あるいは肉体的苦痛を与える程度のものであれば禁止される体罰となるが、その程度に至らないものであれば許容される懲戒にとどまる、と解するのが妥当であろう…たしかに、教員のとるべき懲戒の方法としては、口頭による説諭、訓戒、叱責などが最も適当、かつ有効であり、有形力の行使や自由の拘束は、生徒等の人間としての尊厳を損ない、反抗心を募らせ、自省による自発の人間形成の機会を奪うことにもなりかねない…しかし、身体への侵害、肉体的苦痛を生じさせない範囲であれば、有形力を行使し、あるいは自由を拘束することによって、生徒等の注意を喚起し、反省を促すことも、生徒等の好しからざる行為を矯正するために必要かつ有効と考えられる場合には、許容されてよい…しかし…問題は、どの程度の身体への侵害、肉体的苦痛を与えれば、禁止される体罰となり、あるいは許容される懲戒に止まるか、にある…例えば、殴る、蹴る、押し倒すなどの有形力の行使は、通常生徒等の身体を侵害し、肉体的苦痛を与える程度が大きいので体罰にあたるが、臀部を軽く叩いたり、抓ったりするなど、瞬時に快癒する程度のごく軽い痛みを与える程度のもは…体罰にはならない…自由の拘束も、長時間にわたるもので、身体に痛みを残したり、過度の疲労感や空腹感を与える程度のものであれば体罰となるが、その程度に至らないものであれば体罰にはあたらない」としている。